

# 官報 号外

昭和六十一年五月二十一日

## ○第一百四回 参議院会議録第十八号

昭和六十一年五月二十一日(水曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第十八号

昭和六十一年五月二十一日

午前十時開議

第一 原子力の平和的利用における協力のため

の日本国政府と中華人民共和国との間の  
協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 地方自治法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 満金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、國家公務員等の任命に関する件

以下 議事日程のとおり

○議長(木村睦男君) これより会議を開きます。

この際、國家公務員等の任命に関する件についてお詫びいたします。

内閣から、運輸審議会委員渡辺芳男君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(木村睦男君) 日程第一 原子力の平和的

利用における協力のための日本国政府と中華人民

共和国政府との間の協定の締結について承認を求

めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長最上進君。

原子力の平和的利用における協力のための日本

国政府と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月二十日

参議院議長 木村 睦男殿 外務委員長 最上 進

昭和六十一年五月十五日

衆議院議長 坂田 道太

原子力の平和的利用における協力のための日本

国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

昭和六十一年五月二十一日 参議院会議録第十八号

原 子 力 の 平 和 的 利 用 に お け る 協 力 の た め の 日 本 国 政 府 と 中 华 人 民 共 和 国 政 府 と の 間 の 協 定 の 締 約 に つ て 承 認 を 求 め る 件

六二

- (e) 「核物質」とは、次に定義する「原料物質」又は「特殊核分裂性物質」をいう。

(f) 「原料物質」とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

同位元素ウラン一二三五の劣化ウラントリウム

金屬、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質

他の物質であつて両締約国政府が文書により認める含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの

両締約国政府が文書により認めるその他の物質

(ii) 「特殊核分裂性物質」とは、次の物質をいう。

プルトニウム一二三九

ウラン一二三三

ウラン一二三五

同位元素ウラン一二三三又は一二三五の濃縮ウラン

前記の物質の一又は二以上を含有する物質

両締約国政府が文書により認めるその他の物質

「特殊核分裂性物質」には、「原料物質」を含めない。

(g) 「施設」とは、原子力活動における使用のために特に設計され又は建設された建物又は構築物をいう。

(h) 「回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質」とは、この協定に基づいて供給された核物質、資材、設備又は施設の使用から一又は二以上の処理により生ずる特殊核分裂性物質をいう。

第二条

両締約国政府は、この協定並びにそれぞれの国において効力を有する関係法令及び許可要件に従うことを条件として、両国における原子力の平和的利用のため、次の方法により協力する。

(a) 両締約国政府は、専門家の交換によるそれぞれの管轄内にある組織の間における協力を助長する。日本国の組織と中国の組織との間におけるこの協定に基づく取決め又は契約の実施に伴い専門家の交換が行われる場合には、両締約国政府は、それぞれこれらの専門家の本国の領域への入国及び自國の領域における滞在を容易にする。

(b) 両締約国政府は、供給者と受領者との間ににおいて合意によつて定める条件で情報交換することを容易にする。

(c) 一方の締約国政府又はその認められた者は、供給者と受領者との間の合意によつて定める条件で、核物質、資材、設備及び施設を他方の締約国政府又はその認められた者に供給し又はこれらから受領することができる。

(d) 一方の締約国政府又はその認められた者は、この協定の範囲内において、提供者と受領者との間の合意によつて定める条件で、他方の締約国政府又はその認められた者にコンサルタントの役務その他の役務を提供し又はこれらからコンサルタントの役務その他の役務の提供を受けることができる。

(e) 両締約国政府が適當と認めるその他の方法

第二条に規定する協力は、次に掲げる分野において行なうことができる。

(a) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用  
(b) ウラン資源の探鉱及び採掘  
(c) 軽水炉及び重水炉の設計、建設及び運転  
(d) 放射性廃棄物の処理及び処分  
放射線防護及び環境監視

(g) 両締約国政府が合意するその他の分野

1 この協定に基づく協力は、平和的目的に限つて行う。

2 この協定に基づいて受領された核物質、資材、設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質は、いかなる核爆発装置の開発又は製造のためにも、また、いかなる軍事的目的のためにも使用してはならない。

3 2の規定の遵守を確保するため、両締約国政府は、この協定に基づいて受領された核物質、資材、設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質に関する、それぞれの異なる立場に従い、国際原子力機関に対して、それぞれの管轄内において保障措置を適用することを要請する。

第六条

1 両締約国政府は、それぞれその管轄内にある設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質は、地方の締約国政府の文書による事前の同意がある場合を除き、一方の締約国政府の管轄の外に移転してはならない。

2 この協定に基づいて受領された資材、設備及び施設は、必要な場合には、それぞれの国において効力を有する関係法令に従つて防護する。

第七条

1 両締約国政府は、この協定に基づく協力を促進するため、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、この協定に基づく協力の進展及び結果について検討すること並びに相互に関心を有する。

(g) 両締約国政府が合意するその他の分野  
第四条

### する事項

2 する事項について話し合ふことができる。

3 この協定の解釈又は実施から問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、相互に協議する。

3-2 に規定する協議又は両締約国政府の合意するその他の方法により問題が解決されない場合には、両締約国政府は、その問題を調停手続に付託することができる。

### 第八条

両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府による第四条、第五条又は第六条の規定に対する違反があるときは、他方の締約国政府の要請に基づき、直ちに相互に協議を行い、第四条、第五条又は第六条の規定の遵守を確保するための適切な措置をとる。

### 第九条

両締約国政府は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附屬書は、両締約国政府の文書による合意により、この協定を改正することなく修正することができる。

### 第十条

1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことを確認する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、かつ、十五年間効力を有する。この協定は、いずれか一方の締約国政府がそれぞれの期間の満了日の少なくとも六箇月前に他方の締約国政府に対してこの協定を終了させることを文書によつて通告しない限り、自動的に五年の期間ずつ延長される。

2 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて受領された核物質、資材、設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された特殊核分裂性物質に関する、これらが関係締約国政府の管轄の下にある間又は両締約国政府により別段の合意が行われるまでの間、この協定の第一条及び第四条から第八条までの規定は、引き続き努力を有する。

3 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、この協定を改正するかしないかについて相互に協議するものとし、かつ、改正に合意することができる。

このような改正は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことと相互に通告した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

一千九百八十五年七月三十一日に東京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本政府のために  
中華人民共和国政府のために  
安倍晋太郎  
吳 學 謙

附屬書A 防護の水準の指針  
付表に区分する核物質の使用、貯蔵及び輸送において関係政府当局が確保すべき合意された防護の水準には、最小限次の指標を含む。

1 第三群  
(a) 輸送に当たつては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、出入が規制されている区域内外において行うこと）  
(b) 使用及び貯蔵に当たつては、出入が規制されている区域内外において行うこと。

2 第二群  
(a) 輸送に当たつては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものと含む。）の下に行うこと。

3 第一群  
(a) 使用及び貯蔵に当たつては、高度に防護された区域内、すなわち、第二群について定められた防護区域であつて、更に、信頼性の確認された者に出入が限られ、かつ、適当な関係当局と緊密な連絡体制にある警備員の監視の下にある区域内において行うこと。（このこととの関連においてとられる具体的な措置は、攻撃又は許可なしに出入が行われること若しくは許可なしに関係核物質を持ち出されることを発見し及び防止することを目的とする。）  
(b) 輸送に当たつては、第二群及び第三群の核物質の輸送について定められた前記の特別の予防措置をとるほか、更に、護送者による常時監視の下及び適当な関係当局との緊密な連絡体制が確保される条件の下に行うこと。

れでいる防護区域内、すなわち、警備員若しくは電子装置による當時監視の下にあり、かつ、適切な管理の下にある限られた数の入口を有する物理的障壁によつて囲まれた区域内又は防護の水準がこのような区域と同等である区域内において行うこと。

(b) 輸送に当たつては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意で輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものと含む。）の下に行うこと。

この群に属する核物質は、許可なしに使用されることのないよう高度の信頼性を有する方式により、次のとおり防護される。

(a) 使用及び貯蔵に当たつては、高度に防護された区域内、すなわち、第二群について定められた防護区域であつて、更に、信頼性の確認された者に出入が限られ、かつ、適当な関係当局と緊密な連絡体制にある警備員の監視の下にある区域内において行うこと。（このこととの関連においてとられる具体的な措置は、攻撃又は許可なしに出入が行われること若しくは許可なしに関係核物質を持ち出されることを発見し及び防止することを目的とする。）  
(b) 輸送に当たつては、第二群及び第三群の核物質の輸送について定められた前記の特別の予防措置をとるほか、更に、護送者による常時監視の下及び適当な関係当局との緊密な連絡体制が確保される条件の下に行うこと。

付表 核物質の区分				
核物質	形態	第一群	第二群	第三群
1 ブルトニウム(注a)	未照射(注b)	二キログラム	五〇〇グラムを超える	五〇〇グラム
2 ウラン二三五(注c)	未照射(注b)	五キログラム	五キログラムを超える	以下(注c)
3 ウラン二三八(注d)	未照射(注b)	一〇キログラム以上	一〇キログラム未満(注e)	一キログラム
4 料 照射済燃	未照射(注b)	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が一〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラ	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラ	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラ
3 ウラン二三三(注f)	未照射(注b)	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が天然ウランの濃度を超える混合率を一〇パーセント未満のウラン(注g)	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が天然ウランの濃度を超える混合率を一〇パーセント未満のウラン(注g)	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が天然ウランの濃度を超える混合率を一〇パーセント未満のウラン(注g)
注a ブルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるものは、含まない。	以上	二キログラム	五〇〇グラムを超える	一〇キログラム
注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であつて遮蔽がない場合にこの核物質からの放射線量率が一メートル離れた地点で一時間当たり一〇〇ラド以下であるもの	二キログラム	五〇〇グラム未満(注e)	一〇キログラム未満(注e)	以下(注c)
注c 放射医学上意味のある量に満たない量は、除外される。	以上	五〇〇グラム未満(注e)	一〇キログラム未満(注e)	以下(注c)
注d 天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム、並びに濃縮度が一〇パーセント未満の濃縮ウランであつて第三群の欄に掲げる量未満のものは、管理についての慎重な慣行に従つて防護するものとする。	以上	五〇〇グラム未満(注e)	一〇キログラム未満(注e)	以下(注c)
注e 第二群についての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な情況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。	以上	五〇〇グラム未満(注e)	一〇キログラム未満(注e)	以下(注c)
注f 他の燃料であつて、当初の核分裂性成分含有量により、照射前に第一群又は第二群に分類されているものについては、遮蔽がない場合にその燃料からの放射線量率が一メートル離れた地点で一時間当たり一〇〇ラドを超える間は、防護の水準を二群下げることができる。	以上	五〇〇グラム未満(注e)	一〇キログラム未満(注e)	以下(注c)

附属書B

A部

1 原子炉 制御された自「維持的核分裂連鎖反応」を維持する運転能力を有する原子炉（ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大ブルトニウム生成量が年間一〇〇グラムを超えない炉をいう。）

年間一〇〇グラムを著しく超える量のブルトニウムを生産するように改修することが合理的に可能とされる原子炉については、除外することは意図されていない。高い出力水準での持続的運転のために設計された原子炉は、そのブルトニウム生成能力がいかなるものであっても、「ゼロ出力炉」とはされない。

2 原子炉圧力容器 1に定義された原子炉の炉心を収納するため特に設計され若しくは製作され、かつ、一次冷却材の運転圧力に耐えることのできる金属容器の完成品又はその主要な工作部品

原子炉内装物

3 原子炉燃料交換機 1に定義された原子炉に燃料を挿入し又はこれから燃料を取り出すために特に設計され又は製作された操作用の設備であつて、原子炉の運転時に操作の可能なものは原子炉の停止時に複雑な操作（例えば通常、燃料を直接見ること又は燃料へ近づくことができない場合の操作）を可能にする高度の位置決め若しくは芯出しの技術を使用するもの

4 原子炉制御棒 1に定義された原子炉における反応度の制御のために特に設計され又は製作された管

5 原子炉圧力管 1に定義された原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五〇気圧を超える運転圧力で収納するために特に設計され又は製作された管

6 原子炉圧力管 1に定義された原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五〇気圧を超える運転圧力で収納するために特に設計され又は製作された管

7 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であつて、1に定義された原子炉の内部において、

て使用するために特に設計され又は製作され、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一対五〇未満のもの

B部

8 重水素及び重水 1に定義された原子炉において使用される重水素及び重水素と水素との比が一対五、〇〇〇を超える重水素化合物

9 原子炉黒鉛 [硼]素当量百万分の五の純度を超える純度を有し、一立方センチメートル当たり一・五グラムを超える密度を有する黒鉛

〔最上進君登壇、拍手〕

○最上進君 ただいま議題となりました中国との原子力協定につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

この協定は、我が国と中国との間の原子力の平和的利用における協力を促進するため、専門家及び情報の交換、核物質等の供給等についての協力、核物質等を核爆発装置の開発、製造または軍事的目的のために使用することの禁止、国際原子力機関による保障措置の適用、核物質等の第三国移転に関する事前同意等について規定いたしております。

委員会におきましては、中国が保障措置の適用に同意した理由、協定違反があった場合の原子力関連器材等の返還請求、原子力発電の安全性の確保等の諸問題につきまして質疑が行われました。が、詳細は会議録によつて御承知を願います。質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は多數をもつて承認すべきものと決定いたしました。

附帯決議

政府は、本法施行令の作成及び実施に当たり、次の事項に特段の配慮を払うとともに、適切な指導に努めるべきである。

一、公有地の信託制度は、信託による土地の利用目的が一般的な營利の追求ではなく、地域住民の生活利便の向上と地域の健全な発展に資する目的に沿つて活用されるべきものであることを

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

○議長(木村睦男君) 日程第二 地方自治法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長 増岡康治君

審査報告書

地方自治法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月二十日

地方行政委員長 増岡 康治

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会的要請に応じ、公有地の一層の有効活用を図るため、公有地に土地信託制度を導入する等所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

地方自治法の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十一年五月十五日

参議院議長 木村 睦男殿

地方自治法の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十一年五月十五日

衆議院議長 坂田 道太

第十九条第一項中「左に」を「次に」に改め、第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げる、同項第七号中「前号に定めを」「前二号に定めるもの」に改め、同号を

周知徹底し、適切な信託契約の締結について留意すること。また、信託される土地の利用については、周辺住民との紛争回避に手段の配慮を払うこと。

二、信託の受託者については、業務の適正・公正な執行が確保されるよう、その選定方式等に特段の配慮をするとともに、受託者が行う各種契約については、地方自治法の契約方式に準じて行うよう留意すること。

三、地方公共団体の公用、公用施設の建設等は、地方公共団体の本来の責任と負担において行われるべきものでありますかんがみ、これを主たる目的として信託が行われることのないよう十分に留意すること。

四、地方公営企業における信託制度の活用については、当該公営企業の本来の事業を勘案し、その支障とならないよう十分配慮するとともに、公営企業会計に対する一般会計からの繰り入れを的確に行い、信託による収益に經營基盤を求めるなどのより適切に措置すること。また、地方公営企業の信託については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の予算で定めなければならないものとすること。

同項第八号とし、同項第六号の次に次の「号を加える。

#### 七 財産を信託すること。

第一百九十九条第六項中「及び当該普通地方公共団体」を「当該普通地方公共団体」に改め、「保証しているもの」の下に「及び当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者」を加える。

第二百二十一條第三項中「及び普通地方公共団体」を「普通地方公共団体」に、「行なう」を「行う」に改め、「負担している法人で政令で定めるもの」の下に「及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者」を加える。

#### 八 不動産の信託の受益権

第二百三十八条第一項第二号中「浮橋」を「浮桟橋」に、「浮ドック」を「浮ドック」に改め、同項に次の「号を加える。

#### 九 不動産の信託の受益権

第二百三十八条の四第一項中「若しくは」を削り、「出資の目的とし」の下に「若しくは信託」を加え、同条第二項中「次条第二項及び第三項」を「次条第三項及び第四項」に改める。

第二百三十八条の五第六項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、「これを」を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の「号を加える。

第七項から第五項までの規定は、普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）を信託する場合に準用する。

第二百三十八条の五中第四項を第五項とし、第一項三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の「号を加える。

2 普通財産である土地（その土地の定着物を含

む。）は、当該普通地方公共団体を受益者として政令で定める信託の目的により、これを信託することができる。

#### 第三百四十三条の三に次の「号を加える。

普通地方公共団体の長は、第二百二十一條第三項の信託について、信託契約に定める計算期

ごとに、当該信託に係る事務の処理状況を説明する政令で定める書類を作成し、これを次の議

会に提出しなければならない。

#### 四 施行期日

1 この法律は、公布の日から施行する。

#### 五 地方公営企業法の一部改正

2 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

#### 六 第四十一条第一項中「第九十六条第一項第五号から第七号まで」を「第九十六条第一項第五号から第八号まで」に、「第二百三十七条第二項の規定は、適用しない」を「第二百三十七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、条例又は議会の議決によることを要しない」に改め、同条第二項中「第九十六条第一項第八号、第十一号及び第十二号」を「第九十六条第一項第九号、第十二号及び第十三号」に改める。

#### 七 第九十六条第一項第九号、第十二号及び第十三号

（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正）

3 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十二年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

#### 八 第二十四条第二項中「さらに」を「更に」に、

「第十九条第一項第六号及び第七号」を「第九十六号第一項第六号及び第八号」に改める。

#### 九 第十九条第一項第六号及び第七号

（御報告いたします）

#### 十 第十九条第一項第六号及び第七号

（御報告いたします）

#### 十一 第十九条第一項第六号及び第七号

（御報告いたします）

#### 十二 第十九条第一項第六号及び第七号

（御報告いたします）

#### 十三 第十九条第一項第六号及び第七号

（御報告いたします）

#### 十四 第十九条第一項第六号及び第七号

（御報告いたします）

#### 十五 第十九条第一項第六号及び第七号

（御報告いたします）

#### 十六 第十九条第一項第六号及び第七号

（御報告いたします）

#### 十七 第十九条第一項第六号及び第七号

（御報告いたします）

#### 十八 第十九条第一項第六号及び第七号

（御報告いたします）

#### 十九 第十九条第一項第六号及び第七号

（御報告いたします）

#### 二十 第十九条第一項第六号及び第七号

（御報告いたします）

地及びその定着物に限り、普通地方公共団体を受益者として政令で定める目的により、議会の議決を経て信託をすることができる。不動産の信託の受益権を公有財産の範囲に加えること、信託制度の導入に伴い監査委員の職務権限、長の調査権・解除権等について所要の改正を行うこと等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、衆議院地方行政委員長福島謹二君より趣旨説明を聴取し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、信託制度が採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

委員会におきましては、衆議院地方行政委員長福島謹二君より趣旨説明を聴取し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。（拍手）

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の有価証券に係る投資顧問業の現状にかんがみ、投資者の保護を図るために、有価証券に係る投資顧問業を當む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保しようとするものであつて、妥当な措置と認めます。

#### 二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

#### 三、法律案

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決したた。

よつて国会法第八十三条により送付する。

#### 昭和六十一年五月十五日

参議院議長 木村 隆男殿

衆議院議長 坂田 道太

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決したた。

よつて国会法第八十三条により送付する。

#### 昭和六十一年五月十五日

参議院議長 木村 隆男殿

衆議院議長 坂田 道太

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決したた。

よつて国会法第八十三条により送付する。

#### 昭和六十一年五月十五日

参議院議長 木村 隆男殿

衆議院議長 坂田 道太

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決したた。

よつて国会法第八十三条により送付する。

#### 昭和六十一年五月十五日

参議院議長 木村 隆男殿

衆議院議長 坂田 道太

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決したた。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月二十日

参議院議長 大蔵委員長 山本 富雄  
木村 隆男殿

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 登録（第四条—第十条）
- 第三章 業務（第十一条—第二十三条）
- 第四章 投資一任契約に係る業務（第二十四条—第三十三条）

第五章 監督（第三十四条—第四十一条）  
第六章 証券投資顧問業協会（第四十二条—第四十八条）  
第七章 雜則（第四十九条—第五十三条）  
第八章 罰則（第五十四条—第六十一条）  
附則

第一章 総則  
第二章 組合  
（目的）この法律は、有価証券に係る投資顧問業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保し、もつて投資者の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第一条 この法律において「投資顧問契約」とは、当事者が一方が相手方に對して有価証券の

価値又は有価証券の価値の分析に基づく投資判断（投資の対象となる有価証券の種類、銘柄、数量及び價格並びに売買の別、方法及び時期についての判断をいう。以下同じ。）に関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により隨時に購入可能なものを除く。）その他の方により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約をいう。

第二条 この法律において「投資顧問業」とは、顧客に対する登録を受けた者による投資顧問契約に基づく投資顧問業者を営む者をい

う。  
第三条 この法律において「投資顧問業者」とは、投資顧問業者、有価証券の価値の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該顧客のため投資を行うのに必要な権限を委任されたことを内容とする契約をいう。

引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券（同法第八条の二第三項の規定により国債証券とみなされる標準物を含む。）をいう。

この法律において「証券取引行為」とは、証券取引法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為をいう。

（投資判断の一任等の禁止）  
第三条 何人も、投資一任契約に係る場合又は他の法律に特別の規定のある場合を除くほか、他人から、有価証券の価値の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任され、当該投資判断に基づき当該他人のため投資を行うことを営業としてはならない。

（登録）  
第二章 登録

第四条 投資顧問業を営もうとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

（登録の申請）  
第五条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

（登録の拒否）  
第六条 大蔵大臣は、前条の登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

（登録の拒否）  
第七条 大蔵大臣は、前条の登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

（登録の拒否）  
第八条 大蔵大臣は、前条の登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

（登録の拒否）  
第九条 大蔵大臣は、前条の登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

（登録の拒否）  
第十条 大蔵大臣は、前条の登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

（登録の拒否）  
第十一条 大蔵大臣は、前条の登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

（登録の拒否）  
第十二条 大蔵大臣は、前条の登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

（登録の拒否）  
第十三条 大蔵大臣は、前条の登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

（登録の拒否）  
第十四条 大蔵大臣は、前条の登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

（登録の拒否）  
第十五条 大蔵大臣は、前条の登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

れた者が法人である場合においては、当該取消された者で当該法人の役員であつた者で当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつたものとみなし、そのものを含む。）、

六 この法律、証券取引法、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、証券投資信託法（昭和二十六年法律第一百九十八号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十

五号）、第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条ノ二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けること

がなくなつた日から三年を経過しない者

七 法人でその役員又は政令で定める使用者のうち第一号又は第三号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの

八 個人で政令で定める使用者のうち第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

九 大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）  
第十六条 投資顧問業者は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間に以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

二 大蔵大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を投資顧問業者登録簿に登録しなければならない。

三 前項の登録申請書には、第七条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

四 この法律において「投資一任契約」とは、投資顧問業者が、顧客から、有価証券の価値の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該顧客のため投資を行うのに必要な権限を委任されたことを内容とする契約をいう。

五 業務の方法  
六 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類  
七 その他大蔵省令で定める事項

八 前項の登録申請書には、第七条第一項各号に該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

九 この法律において「投資顧問業者」とは、投資顧問業者、有価証券の価値の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該顧客のため投資を行うのに必要な権限を委任されたことを内容とする契約をいう。

(廃業等の届出等)

第九条 投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一、投資顧問業者が死亡したとき。その相続人

二、法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者

三、法人が破産により解散したとき。その破産管財人

四、法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

五、投資顧問業を廃止したとき。投資顧問業者であつた個人又は投資顧問業者であつた法人を代表する役員

六、投資顧問業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該投資顧問業者の登録は、その効力を失う。

七、投資顧問業者が死亡した場合においては、相続人は被相続人の死亡後六十日間（当該期間内に第七条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止を命じられた日までのあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、引き続き投資顧問業を営むことができない。相続人がその期間内に第四条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

八、前項の規定により引き続き投資顧問業を営むことができる場合には、相続人を投資顧問業者とみなして、第十一条、第十二条、第十一条第一項及び第二項、第十四条から第二十三三条まで、第三十四条から第三十七条まで並びに第三十八条第一項（第一号を除く。）及び第三項

の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条第一項中「第四条の登録を取り消し」とあるのは、「投資顧問業の廃止を命じ」とする。

九、前項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

十、前項の規定により第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合は、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定による第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

十一、前項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

十二、前項の規定により第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合は、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定による第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

十三、前項の規定により第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合は、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定による第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

十四、前項の規定により第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合は、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定による第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

十五、前項の規定により第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合は、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定による第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

十六、前項の規定により第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合は、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定による第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

十七、前項の規定により第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合は、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定による第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

十八、前項の規定により第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合は、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定による第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

十九、前項の規定により第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合は、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定による第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

二十、前項の規定により第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合は、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定による第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

二十一、前項の規定により第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合は、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定による第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

二十二、前項の規定により第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合は、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定による第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

二十三、前項の規定により第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合は、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定による第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

二十四、前項の規定により第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合は、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定による第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

二十五、前項の規定により第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合は、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定による第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

二十六、前項の規定により第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合は、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定による第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

二十七、前項の規定により第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合は、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定による第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

二十八、前項の規定により第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合は、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定による第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

二十九、前項の規定により第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合は、当該廃止を命じられた相続人を第三十八条第一項の規定による第四条の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を第三十八条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

置したことにより供託すべき營業保証金の額が増加することとなる場合にあつては、当該營業所に係る投資顧問業）を開始してはならない。

六、投資顧問業者と投資顧問契約又は投資一任契約を締結した者は、これらの契約により生じた債権に關し、当該投資顧問業者に係る營業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

七、前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

八、投資顧問業者は、第六項の権利の実行その他理由により、營業保証金の額（契約金額を含む）を減額する。

九、前項において同じ。が第二項の政令で定める額に不足することとなつたときは、大蔵省令で定める日から三週間以内にその不足額につき供託（第三項の契約の締結を含む。第五十六条第一号において同じ。）を行い、その旨を逕滞なく大蔵大臣に届け出なければならない。

十、第一項又は前項の規定により供託する營業保証金は、國債証券、地方債証券その他大蔵省令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

十一、第一項、第四項又は第八項の規定により供託した營業保証金は、前条第一項各号に該当することとなつたとき、第三十八条第一項若しくは第二項の規定により登録が取り消されたとき、又は一部の營業所に係る投資顧問業の廃止その他の理由により營業保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなつたときは、政令で定める額を超過することにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

十二、前項に規定するもののほか、營業保証金に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

十三、大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、投資顧問業者と前項の契約を締結した者又は当該投資顧問業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

十四、大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、投資顧問業者と前項の契約を締結した者又は当該投資顧問業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

十五、大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、投資顧問業者と前項の契約を締結した者又は当該投資顧問業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

十六、大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、投資顧問業者と前項の契約を締結した者又は当該投資顧問業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

十七、大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、投資顧問業者と前項の契約を締結した者又は当該投資顧問業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

十八、大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、投資顧問業者と前項の契約を締結した者又は当該投資顧問業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

十九、大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、投資顧問業者と前項の契約を締結した者又は当該投資顧問業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

二十、大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、投資顧問業者と前項の契約を締結した者又は当該投資顧問業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

二十一、大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、投資顧問業者と前項の契約を締結した者又は当該投資顧問業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

二十二、大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、投資顧問業者と前項の契約を締結した者又は当該投資顧問業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

二十三、大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、投資顧問業者と前項の契約を締結した者又は当該投資顧問業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

二十四、大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、投資顧問業者と前項の契約を締結した者又は当該投資顧問業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

二十五、大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、投資顧問業者と前項の契約を締結した者又は当該投資顧問業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

二十六、大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、投資顧問業者と前項の契約を締結した者又は当該投資顧問業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

識を掲示しなければならない。

二、投資顧問業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（名義貸しの禁止）

第十二条 投資顧問業者は、自己の名義をもつて、他人に投資顧問業を営ませてはならない。

（広告等の規制）

第十三条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関する事項を表示しなければならない。

（内容について広告をするときは、大蔵省令で定めるところにより、第十九条及び第二十条の規定に関する事項を表示しなければならない。

（規定期間）

第十四条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結し、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

（規定期間）

第十五条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにする書面を事前に顧客に交付しなければならない。

一、投資顧問業者の商号、名称又は氏名及び住所

二、報酬に関する事項

三、第十八条から第二十条までの規定に関する事項

四、前三号に掲げるもののほか、大蔵省令で定めた事項

（契約締結時の書面の交付）

第十六条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結したときは、逕滞なく、大蔵省令で定めるところによつて、次に掲げる事項を明らかにする書面を事前に顧客に交付しなければならない。

一、投資顧問業者の商号、名称又は氏名及び住所

二、報酬に関する事項

三、第十八条から第二十条までの規定に関する事項

四、前三号に掲げるもののほか、大蔵省令で定めた事項

（契約締結時の書面の交付）

第十七条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結したときは、逕滞なく、大蔵省令で定めるところによつて、次に掲げる事項を明らかにする書面を事前に顧客に交付しなければならない。

るにより、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面を顧客に交付しなければならない。

一 投資顧問業者の商号、名称又は氏名及び住所

二 契約年月日

三 助言の内容及び方法

四 報酬の額及び支払の時期

五 契約の解除に關する事項（第十七条第一項から第四項までの規定に關する事項を含む。）

六 暗價額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

（契約を締結している顧客に対する書面の交付）

第十六条 投資顧問業者は、投資顧問契約を締結している顧客に対し、大蔵省令で定めるところにより、六月に一回以上、次に掲げる事項を明らかにする書面を交付しなければならない。

一 当該投資顧問業者が自己の計算で行つた有価証券の売買のうち当該顧客に対して助言を行つたものと同一の銘柄について売買を行つた事実の有無

二 前号の場合において、売買を行つた事実があるときは、その売買の別

三 前二号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

（書面による解除）

第十七条 投資顧問業者と投資顧問契約を締結した顧客は、第十五条の書面を受領した日から起算して十日を経過するまでの間、書面によりそとの契約の解除を行うことができる。

2 前項の契約の解除は、その契約の解除を行ふ旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 投資顧問業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合には、解除までの期間に相当する報酬額として大蔵省令で定める金額を超えてその契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の

支払を請求することができない。

4 投資顧問業者は、第一項の規定による契約の解除があつた場合において、その契約に係る報酬の前払を受けているときは、解除以降の期間に相当する報酬額として大蔵省令で定める金額を顧客に返還しなければならない。

5 前各項の規定に反する特約で顧客に不利なものは、無効とする。

（証券取引行為の禁止）

第十八条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に關して、顧客を相手方として又は当該顧客のために証券取引行為を行つてはならない。

（金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止）

第十九条 投資顧問業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資顧問業に關して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該投資顧問業者と密接な關係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させはならない。

（金銭又は有価証券の貸付け、貸付けの媒介等の禁止）

第二十条 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に關して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券を貸すことは代理をしてはならない。

（忠実義務）

第二十一条 投資顧問業者は、法令の規定及び投資顧問契約の本旨に従い、顧客のため忠実に投資顧問業を行わなければならない。

2 前項の条件は、投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならぬ。

（認可の申請）

第二十五条 大蔵大臣は、前条第一項の認可に条件を付することができる。

2 前項の条件は、投資者保護のため必要な最小限度のものでなければならぬ。

（認可の申請）

第二十六条 第二十四条第一項の認可を受けようとする投資顧問業者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

1 商号及び住所

は当該顧客以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない助言を行うこと。

四 営業所の名称及び所在地

2 前項の認可申請書には、定款、会社登記簿の謄本、業務の内容及び方法に關する大蔵省令で定める事項を記載した書類その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

3 取締役及び監査役の氏名

4 認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

1 認可申請者がその営もうとする業務を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、その者の當該業務の収支の見込みが良好なものであること。

2 顧客を勧誘するに際し、顧客に対し、特別の利益を提供することを約すること。

3 その他投資者の保護に欠けるものとして大蔵省令で定める行為

（認可）

第二十四条 投資顧問業者は、投資一任契約に係る業務を行おうとするときは、その行おうとする業務の内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする者は、株式会社（外国の法令に準拠して設立された法人について）では、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するもの）でなければならない。

3 大蔵大臣は、投資顧問業者に對し第一項の認可をしたときは、その旨を当該投資顧問業者の登録に付記しなければならない。

（業務の内容及び方法の変更の認可）

第二十五条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、投資一任契約に係る業務の内容及び方法を変更しようとする場合においては、

（投資一任契約に係る業務の廃止等の届出）

第二十六条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二週間以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

1 投資一任契約に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

2 第三十二条 第三十三条の承認に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したとき。

3 その他の投資一任契約に係る業務に關することと大蔵省令で定める事項に該当することとなつたとき。

（認可の申請）

第二十七条 第二十四条第一項の認可を受けようとする投資顧問業者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

1 商号及び住所

2 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業

者が投資一任契約に係る業務を廃止したときは、当該認可は、その効力を失う。

(取締役の兼職の制限)

第三十条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者の常務に従事する取締役(外国の法令に準拠して設立された法人について)は、商法(明治三十一年法律第四十八号)第四百七十九条第一項に規定する代表者及び国内の営業所に駐在する役員(監査役及びこれに類似する役職にある者を除く。)は、大蔵大臣の承認を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んではならない。

(兼業の制限)

第三十一条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務以外の業務を営むことができない。ただし、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関する問題及び投資一任契約に係る業務を営むにつき投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(報告書の交付)

第三十二条 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、投資一任契約を締結している顧客に対して、大蔵省令で定めるところにより、三月に一回以上、当該投資一任契約に係る当該顧客の資産の現状について説明した報告書を作成し、交付しなければならない。

(準用規定)

第三十三条 第十二条から第十六条まで及び第十八条から第二十三条までの規定は、投資顧問業者が第十四条第一項の認可を受けて投資一任契約に係る業務を行う場合に準用する。この場合において、第十三条第一項中「第十八条及び第十九条」とあるのは「第十九条」と、同条第二項中「自ら行った有価証券の価値又は有価証券の価値の分析に基づく投資判断に関する助言その他の業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(營業報告書の提出及び概観)

第三十四条 投資顧問業者は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券の価値又は有価証券の価値の分析に基づく投資判断に関する助言その他の業務に関する帳簿書類を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、前項の營業報告書のうち、顧客の秘密を害

言」とあるのは「投資一任契約を締結している顧客から一任されて行つた投資」と、同条第三項中「第四条の登録」とあるのは「第二十四条第一項の認可」と、「助言」とあるのは「投資判断」である。

とあるのは「投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項」と、同条第五号中「事項(第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。)」とあるのは「事項」と、第十六条中「六月」とあるのは「三月」と、同条第一号中「当該顧客に対して助言を行つたもの」とあるのは「当該顧客から一任されて投資を行つたもの」と、第十八条中「顧客を相手方として又は当該顧客のために」とあるのは「顧客を相手方として」と、第二十条中「貸付け」とあるのは「貸付け(証券取引法第四十九条に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けを除く。)」と、第二十二条第一号中「助言を受けた顧客の売買」とあるのは「投資顧問業者が顧客から一任されて行つた投資」と、「助言を行ふ」とあるのは「投資判断に基づく投資を行ふ」と読み替えるものとする。

第五章 監督

(業務に関する帳簿書類)

第三十五条 投資顧問業者は、営業年度ごとに、

第三十六条 大蔵大臣は、この法律の施行による

業務の遂行上不當な不利益を与えるおそれのある

事項を除き投資者の保護に必要と認められる

部分を公衆の縦覧に供しなければならない。

(立入検査等)

第三十七条 大蔵大臣は、この法律の施行による

業務の遂行上不當な不利益を与えるおそれのある

事項を除き投資者の保護に必要と認められる

部分を公衆の縦覧に供しなければならない。

第三十八条 大蔵大臣は、投資顧問業者が次の各

事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えることにより、当該投資顧問業者にその処分の

執行を命ぜなければならない。

第三十九条 大蔵大臣は、第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて投資一任契約に係る業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵省令で定めるところにより、当該投資顧問業者にその処分の

事由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えることにより、当該投資顧問業者にその処分の

執行を命ぜなければならない。

第三十条 大蔵省令で定める様式により、営業報告書を作成し、毎營業年度過後二月以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところによ

ができる。

一 第七条第一項各号(同項第四号においては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第四条の登録を受けたとき。

三 その行う投資顧問業に関する事項を立入検査等

するおそれのある事項及び当該投資顧問業者の業務の遂行上不當な不利益を与えるおそれのある

事項を除き投資者の保護に必要と認められる

部分を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 大蔵大臣は、投資顧問業者の営業所の所在地を確定できないときは、又は投資顧問業者の所在

を確定できないときは、又は投資顧問業者の所在する場所においては、その法人を代表する役員の所在)を確定できないときは、大蔵

省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該

投資顧問業者から申出がないときは、当該投資顧問業者の登録を取り消すことができる。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定による処分をしようとする場合に準用する。

(認可の取消し等)

第三十九条 大蔵大臣は、第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可を取り消し、又は

六月以内の期間を定めて投資一任契約に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがで

きる。

1 その行う投資一任契約に係る業務に関する

又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 第二十五条第一項に規定する認可に付した

条件に違反したとき。

3 第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者の登録が第九条第二項の規定によりその効力を失つたとき、又は当該投資顧問業者の登録が

前条第一項若しくは第二項の規定により取り消されたときは、当該認可は、その効力を失う。

3 第三十七条第二項の規定は、第一項の規定による処分をしようとする場合に準用する。

## (登録等の抹消)

第四十条 大蔵大臣は、第九条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

2 大蔵大臣は、第二十九条第二項若しくは前条第二項の規定により認可がその効力を失つたとき、又は同条第一項の規定により認可を取り消したときは、第二十四条第三項に規定する認可をした旨の付記を抹消しなければならない。

(監督処分の公告) 第四十二条 大蔵大臣は、第三十八条第一項若しくは第二項又は第三十九条第一項の規定による処分をしたときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

## (証券投資顧問業協会)

第六章 証券投資顧問業協会

第四十三条 投資顧問業者は、投資者の保護を図ることを目的として、投資顧問業の健全な発展に資する

ことを目的として、投資顧問業者を会員とし、

證券投資顧問業協会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法

人を設立することができる。

(名称の使用制限)

第四十三条 協会でない者は、証券投資顧問業協会という名称を用いてはならない。

2 協会に加入していない者は、投資顧問業を營

## むについて、証券投資顧問業協会会員という名稱を用いてはならない。

(苦情の解決) 第四十四条 協会は、顧客等から会員の営む業務に關する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、迅速な処理を求めるなければならない。

2 協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対して文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならぬ。

(大蔵大臣に対する協力) 第四十五条 大蔵大臣は、この法律の円滑な実施を図るため、大蔵省令で定めるところにより、この法律の規定に基づく資料の提出、届出その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

(立入検査等)

第四十六条 大蔵大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該協会の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を檢

## 査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(監督命令) 第四十七条 大蔵大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、監督上必要な命令をすることができる。

2 第三十七条第二項の規定は、前項の規定による処分をしてようとする場合に準用する。

(全国証券投資顧問業協会連合会)

第四十八条 協会は、協会の運営に関する連絡、調整及び指導を行うことを目的として、全国を

単位として、協会を会員とし、全国証券投資顧問業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 全国証券投資顧問業協会連合会は、全国を通じて一個とする。

3 全国証券投資顧問業協会連合会でない者は、

全国証券投資顧問業協会連合会という名称を用いてはならない。

(第七章 雜則)

4 前三条の規定は、全国証券投資顧問業協会連合会について準用する。

(外国法人等に対する特例等)

第五十一条 外国の法令に準拠して設立された法

人又は外国に住所を有する個人である投資顧問業者が国内にある顧客を相手方として投資顧問

業又は投資一任契約に係る業務を當む場合におい

て、当該法人又は個人に対する第三十五条第一項に規定する營業報告書の提出期限に関する

特例、この法律の規定の適用に当たつての技術

## 的読替えその他当該法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(外国で投資顧問業を営む者の駐在員事務所の設置の届出等)

第五十条 外国で投資顧問業を営む者(投資顧問業者を除く。以下この条において同じ。)は、有価証券の市場に關する情報の収集及び提供その他必要な事務を行おうとする場合を含む)に

他の施設を設置しようとする場合(他の目的により設置している事務所その他の施設において当該業務を行おうとする場合を含む)に

は、あらかじめ、当該業務の内容、当該業務を行おう施設の所在地その他大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 大蔵大臣は、投資者保護のため必要があると認めるときは、外国で投資顧問業を営む者に対し、前項の施設において行う同項に規定する業務に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 外国で投資顧問業を営む者は、その設置した第一項の施設を廃止したとき、当該施設において行う同項に規定する業務を廃止したときその他同項の規定により届け出た事項を変更したときは、その日から三十日以内に、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(権限の委任)

第五十二条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができる。

## (大蔵省令への委任)

第五十一条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令で定める。

## (経過措置)

第五十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

## 第八章 罰則

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して、他人から、有価証券の価値の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任され、当該投資判断に基づき当該他人のため投資を行うことを営業とした者

二 第四条の登録を受けないで投資顧問業を営んだ者

三 不正の手段により第四条の登録を受けた者が第二十二条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、第二十二条各号に掲げる行為をした者

五 第二十四条第一項の認可を受けないで投資一任契約に係る業務を行つた者

一 第五十一条次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条第五項の規定に違反して、投資顧問業を開始した者

二 第十八条(第三十三条において準用する場

合を含む。)の規定に違反して、証券取引行為を行つた者

三 第十九条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の預託を含む。)の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券を預託させた者

四 第二十条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客へ貸し付け

五 第二十五条第一項の規定により付した条件に違反した者

六 第二十八条の認可を受けないで投資一任契約に係る業務の内容及び方法を変更した者

七 第三十三条ただし書の承認を受けないで投資顧問業及び投資一任契約に係る業務以外の業務を営んだ者

八 第三十八条第一項又は第三十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反して、投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営んだ者

九 第三十六条第一項又は第四十六条第一項(第四十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、これらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

十 第三十七条第一項の規定による命令に違反した者

十一 第四十三条第二項の規定に違反して、証券投資顧問業協会会員という名称を用いた者

十二 第五十五条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

十三 第八条第一項又は第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

十四 第十一条第一項の規定に違反して、供託を行なわなかつた者は

十五 第十二条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、他人に投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営ませた者は

三 第十三条第一項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだ者

四 第十三条第二項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者

五 第十三条第三項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、人を誤認させるよう表示をした者

六 第十四条、第十五条又は第十六条(第三十三条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

七 第三十二条の規定に違反して、報告書を交付せず、又は同条に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者

八 第三十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、これらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

九 第三十六条第一項又は第四十六条第一項(第四十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、これらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

十 第三十七条第一項の規定による命令に違反した者

十一 第四十三条第二項の規定に違反して、証券投資顧問業協会会員といふ名称を用いた者

十二 第五十五条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

十三 第八条第一項又は第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

十四 第十一条第一項の規定に違反して、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなかつた者は、五十万円以下の過料に処する。

十五 第十二条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、他人に投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営ませた者は、三十万円以下の罰金に処する。

十六 第十三条第一項の規定に違反して、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んだ者は、五十万円以下の過料に処する。

十七 第十四条、第十五条又は第十六条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

十八 第三十五条第一項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十条 第十条第四項の規定による命令に違反して供託しなかつた者は、三十万円以下の過料に処する。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十三条第一項又は第四十八条第三項の規定に違反して、証券投資顧問業協会又は全国証券投資顧問業協会連合会という名称を用いた者

三 第五十条第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第五十条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をした者

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に投資顧問業を営んでいる者（普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）に基づく大蔵大臣の認可を受けた委託会社を除く。）は、この法律の施行の日から六月間（当該期間内に第七条第一項の規定による登録の拒否があつたとき、又は受けた委託会社を除く。）は、この法律の施行の日から六月間（当該期間内に第七条第一項の規定による登録の拒否があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用される第三十

八条第一項の規定により投資顧問業の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間）は、第四条の規定にかかるらず、引き続き投資顧問業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き投資顧問業を営むことができる場合には、その者を投資顧問業者とみなして、第十三条第一項及び第二項、第十四条から第二十三まで、第三十四条から第三十七まで並びに第三十八条第一項（第二号を除く。）及び第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条第一項中「第四条の登録を取り消し」とあるのは、「投資顧問業の廃止を命じ」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止が命じられた場合における第七条第一項の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消しの日とみなす。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一項の規定により投資顧問業の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間）、第四条の規定にかかるらず、引き続き投資顧問業を営むことができる。

2 前項の規定により引き続き投資顧問業を営むことができる場合には、当該登録の取消しの日とみなし、第十二条、第十三条第二項、第十四条（第三号を除く。）、第十五条、第十七条、第二十一

条から第二十三条まで、第三十四条から第三十七まで、第三十八条第一項（第二号を除く。）及び第三項並びに第四十二条第一項の規定（これららの規定に係る罰則を含む。）を、当該委託会社に対しては第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十四条から第二十三まで、第三十八条第一項（第二号を除く。）及び第三項並びに第四十二条第一項（第二号を除く。）及び第三項並びに第

四十二条第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第三十八条第一項中「第四条の登録を取り消し」とあるのは、「投資顧問業の廃止を命じ」とする。

（登録免許税法の一部改正）

第五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

五号）の一部を次のように改正する。  
別表第一第二十五号の次に次の一号を加える。

第四条 この法律の施行の際現に投資顧問業を営んでいる普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律に基づき大蔵大臣の認可を受けた委託会社は、当分の間（次項

の規定により読み替えて適用される第三十八条第一項の規定により投資顧問業の廃止を命じられた者と、当該廃止を命じられた日を第十九条第一項の規定による第四条の登録の取消しの日とみなす。

二十五条の二 投資顧問業者の登録又は投資一任契約に係る業務の認可	
(一) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律による投資顧問業者の登録	登録件数 一件につき九万円
(二) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第四条（登録）の規定による投資顧問業者の登録	認可件数 一件につき十五万円

第四条第七十九号の次に次の一号を加える。  
七十九の二 投資顧問業（有価証券に係る投

一年法律第(号)に規定する投資顧問業をいう。次条第四十五条の二において同じ。)を営む者の登録及び監督に関する第四条第八十号の次に次の一号を加える。

八十九の二 証券投資顧問業協会及び全国証券投資顧問業協会連合会の監督に関すること。

第五条第四十五条の次に次の一号を加える。

四十五の二 投資顧問業を営む者を登録し、これを監督すること。

## 審査報告書

預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

大蔵委員長 山本 富雄

## 参議院議長 木村 隆男殿

昭和六十一年五月二十日

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、金融自由化の円滑な進展を図るための環境整備として、破綻金融機関に係る合併等に対する資金援助等の制度を設けることにより預金者等の保護の充実を図るとともに、準備預金制度を整備し金融政策を効果的に運営するため、所要の改正を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用  
本法律施行のため、別に費用を要しない。

預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年五月十五日  
参議院議長 木村 隆男殿  
衆議院議長 坂田 道太

(預金保険法の一部改正)  
第一条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第一条・第二条」を「第一条・第二条」に、「第三章 預金保険(第四十九条・第五十条)」を「第三章 預金保険(第五十一条)」を

第一條 預金保険は、預金者等の保護を図るために必要な保険金等の支払を行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対し適切な資金援助を行い、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

第二條 第二項に次の一項を加える。  
(金融機関の自主性の尊重)  
第一項の二 この法律の運用に当たつては、金融機関の自主性を尊重するよう配慮しなければならない。

第三條 第二項に次の一項を加える。  
(破綻金融機関)  
第一項に次の一項を加える。

第四條 第二項に次の一項を加える。  
(業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関をいう。)  
第十六条第一項中「七人」を「八人」に改める。

第五條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第五十二条)を「第三章 預金保険(第五十三条)」に改める。)

第六條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第五十三条)を「第三章 預金保険(第五十四条)」に改める。)

第七條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第五十四条)を「第三章 預金保険(第五十五条)」に改める。)

第八條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第五十五条)を「第三章 預金保険(第五十六条)」に改める。)

第九條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第五十六条)を「第三章 預金保険(第五十七条)」に改める。)

第十條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第五十七条)を「第三章 預金保険(第五十八条)」に改める。)

第十一條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第五十八条)を「第三章 預金保険(第五十九条)」に改める。)

第十二條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第五十九条)を「第三章 預金保険(第六十条)」に改める。)

第十三條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第六十条)を「第三章 預金保険(第六十一条)」に改める。)

第十四條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第六十一条)を「第三章 預金保険(第六十二条)」に改める。)

第十五條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第六十二条)を「第三章 預金保険(第六十三条)」に改める。)

第十六條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第六十三条)を「第三章 預金保険(第六十四条)」に改める。)

第十七條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第六十四条)を「第三章 預金保険(第六十五条)」に改める。)

第十八條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第六十五条)を「第三章 預金保険(第六十六条)」に改める。)

第十九條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第六十六条)を「第三章 預金保険(第六十七条)」に改める。)

第二十條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第六十七条)を「第三章 預金保険(第六十八条)」に改める。)

第二十一條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第六十八条)を「第三章 預金保険(第六十九条)」に改める。)

第二十二條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第六十九条)を「第三章 預金保険(第七十条)」に改める。)

第二十三條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第七十条)を「第三章 預金保険(第七十一条)」に改める。)

第二十四條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第七十一条)を「第三章 預金保険(第七十二条)」に改める。)

第二十五條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第七十二条)を「第三章 預金保険(第七十三条)」に改める。)

第二十六條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第七十三条)を「第三章 預金保険(第七十四条)」に改める。)

第二十七條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第七十四条)を「第三章 預金保険(第七十五条)」に改める。)

第二十八條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第七十五条)を「第三章 預金保険(第七十六条)」に改める。)

第二十九條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第七十六条)を「第三章 預金保険(第七十七条)」に改める。)

第三十條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第七十七条)を「第三章 預金保険(第七十八条)」に改める。)

第三十一條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第七十八条)を「第三章 預金保険(第七十九条)」に改める。)

第三十二條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第七十九条)を「第三章 預金保険(第八十条)」に改める。)

第三十三條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第八十条)を「第三章 預金保険(第八十一条)」に改める。)

第三十四條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第八十一条)を「第三章 預金保険(第八十二条)」に改める。)

第三十五條 第二項に次の一項を加える。  
(第三章 預金保険(第八十二条)を「第三章 預金保険(第八十三条)」に改める。)

## 三 次章第四節の規定による資金援助及び損失の補てん

## (目的)

第一条 預金保険は、預金者等の保護を図るために必要な保険金等の支払を行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対し適切な資金援助を行い、もつて信託の維持に資することを目的とする。

第二条 第二項に次の一項を加える。  
(第三十四条第二号又は第三号に掲げる業務を行うため)に改め、同条に次の二項を加える。

第四十二条第一項中「保険金の支払に関する法律」を「第三十四条第二号又は第三号に掲げる業務を行うため」に改め、同条に次の二項を加える。

第五十条第一項中「行なう」と「行なう」を「行なう」と「行なう」に改める。

第五十一条第一項中「行なう」と「行なう」に改め、同条第二項第二号中「信用金庫にあつては」を「信用金庫又は労働金庫にあつては」に、「解散」を「解散」に改める。

## 2 機構は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該各号に定める金融機関の保険料を免除することができる。



その違反行為をした金融機関等の取締役又は理事（第七十一条第一項ただし書の規定によりまだ合併を行っていないものとみなされる存続金融機関の取締役又は理事及びなお存続しているものとみなされる消滅金融機関の取締役又は理事を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

一 第七十一条第一項の規定に違反して、緊急性の認定に係る合併又は営業譲渡等を行うことを拒み、又は妨げたとき。

二 第七十一条第二項の規定又は同条第三項において準用する商法第四百十四条第二項の規定による登記を怠つたとき。

三 この法律に定める公告、報告、通知若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告、報告若しくは通知をしたとき。

四 第七十三条第四項の規定による弁済又は担保の提供若しくは財産の信託を怠つたとき。

五 第七十四条第九項の規定又は同条第十項において準用する商法第四百八十二条ノ一第二項の規定に違反して、第七十四条第九項に規定する書類を備えて置かず、正当な理由がないのにその閲覧を拒み、又はその原本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

第六十二条中「三万円」を「三十万円」に改め、同条を第八十八条とする。

第六十一条中「五万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「第五十六条第二項（第五十七条第四項）を「第五十六条第四項（第五十七条第五項）」に改め、「含む。」の下に「又は第六十四条第三項」を加え、同条を第八十七条とす

る。

第六十条中「五万円」を「五十万円」に改め、第四章中同条を第八十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

第八十五条 次に掲げる事項に關し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十九条第六項に規定する異議の申出について準用する商法第一百四条第一項における訴えの提起

二 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

第八十六条 前条第一項の場合において、収受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十九条中「保険」を「預金保険」に改め、同条を第八十二条とし、第三章中同条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第八十三条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この章の規定による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができ

第六十条 大蔵大臣の指定する金融機関等で前条第三項に規定する合併等（以下「合併等」という。）を援助するため救済金融機関に対しつ適切な運営を確保するために必要な事項として大蔵大臣が定めるものを実施するために行うもの

三 当該合併等に係る破綻金融機関について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合は、当該破綻金融機関が業務を行つていている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

4 大蔵大臣は、信用協同組合に対し第一項の認定を行うときは、都道府県知事に協議し、労働金庫に対し同項の認定を行うときは、労働大臣の同意を得なければならない。

5 大蔵大臣は、第一項の認定を行うときは、

理事（第七十一条第一項ただし書の規定によりまだ合併を行っていないものとみなされる存続金融機関の取締役又は理事及びなお存続しているものとみなされる消滅金融機関の取締役又は理事を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

第六十条中「五万円」を「五十万円」に改め、第四章中同条を第八十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

第八十五条 次に掲げる事項に關し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十九条第六項に規定する異議の申出について準用する商法第一百四条第一項における訴えの提起

2 前項の規定による申込みを行つた金融機関は、速やかに、その旨を大蔵大臣（信用協同組合にあつては大蔵大臣及び都道府県知事とし、労働金庫にあつては大蔵大臣及び労働大臣とする。）に報告しなければならない。

3 第一項の「合併等」とは、次に掲げるものをいう。

二 営業譲渡等で被継金融機関がその営業の全部を他の金融機関に譲渡するもの

三 破綻金融機関の株式の他の金融機関による取得で当該破綻金融機関の業務の健全化を行う合併

4 前項の認定の申請は、同項の金融機関の連絡による申込みが行われる時までに、当該合併等について、大蔵大臣の認定を受けなければならぬ。

5 第六十二条 第五十九条第一項又は前条第一項の規定による申込みが行われる時までに、当該合併等について、大蔵大臣の認定を受けなければならぬ。

（資格性の認定）

第六十一条 第五十九条第一項の規定による申込みが行われる時までに、当該合併等に係る金融機関は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該合併等について、大蔵大臣の認定を受けなければならぬ。

（資格性の認定）

第六十二条 第五十九条第一項又は前条第一項の規定による申込みが行われる時までに、当該合併等について、大蔵大臣の認定を受けなければならぬ。

（資格性の認定）

第六十三条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この章の規定による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができ

第六十条 大蔵大臣の指定する金融機関等で前条第三項に規定する合併等（以下「合併等」という。）を援助するため救済金融機関に対しつ適切な運営を確保するために必要な事項として大蔵大臣が定めるものを実施するために行うもの

三 当該合併等に係る破綻金融機関について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合は、当該破綻金融機関が業務を行つていている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

4 大蔵大臣は、信用協同組合に対し第一項の認定を行うときは、都道府県知事に協議し、労働金庫に対し同項の認定を行うときは、労働大臣の同意を得なければならない。

5 大蔵大臣は、第一項の認定を行うときは、

当該認定に係る金融機関のうち、いずれが破綻金融機関であるかを明らかにしなければならない。

6 大蔵大臣は、第一項の認定を行つたときは、その旨を機構に通知しなければならない。

(合併等のあつせん)

第六十二条 大蔵大臣は、前条第二項の申請が行われない場合においても、金融機関が破綻金融機関に該当し、かつ、当該破綻金融機関が同条第三項第二号に掲げる要件に該当する

と認めるときは、当該破綻金融機関及び他の金融機関に対し、書面により、合併等（当該合併等が行われることが預金者等の保護に資するものであり、かつ、機構による資金援助が行われることが当該合併等を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うこと

2 前項のあつせんを受けた同項の他の金融機関は、前条第一項の規定にかかるらず、第五十九条第一項の規定による申込みを行うことができる。

3 第六十一条第一項に規定する大蔵大臣の指定する金融機関等で、第一項のあつせんを受けた同項の他の金融機関に対し合併等を援助するため同条第一項に規定する資金の貸付けその他の政令で定める行為を行うものは、前条

4 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定にかかるらず、第六十条第一項の規定による申込みを行うことができる。

(破綻金融機関が信用協同組合である場合の特例)

第六十三条 破綻金融機関が信用協同組合である場合には、第六十一条第二項の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の場合において、信用協同組合が同項の申請に係る合併又は事業の全部の譲渡を行うこと及び当該合併又は事業の全部の譲渡について機構による資金援助が行われることが適當であると認めるときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みを行つた金融機関等に対する資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

3 都道府県知事は、信用協同組合が破綻金融機関に該当し、かつ、当該信用協同組合が第五十九条第三項第一号に掲げる合併又は他の金融機関に対する事業の全部の譲渡を行うこと及び当該合併又は当該事業の全部の譲渡について機構による資金援助が行われることが適當であると認めるときは、大蔵大臣に対し、第六十一条第一項の認定を行うことを要請することができる。

4 都道府県知事は、信用協同組合が第五十九条第三項第一号に掲げる合併又は他の金融機関に該当し、かつ、当該信用協同組合が第五十九条第三項第一号に掲げる合併又は他の金融機関に対する事業の全部の譲渡を行うこと及び当該合併又は当該事業の全部の譲渡について機構による資金援助が行われることが適當であると認めるときは、大蔵大臣に対し、前条第一項のあつせんを行うことを要請することができる。

5 第二項又は第三項の規定による要請があつたときは、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八百八十三号）第七条第一項に規定する都道府県知事の要請があつたものとみなす。

6 大蔵大臣は、第二項の規定による要請があつたときには、当該要請を行つた都道府県知事との協議を行うことを要しない。

つたときは、当該要請を行つた都道府県知事に係る第六十一条第四項の規定による都道府県知事との協議を行ふことを要しない。

(資金援助)

第六十四条 機構は、第五十九条第一項又は第六十条第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みを行つた金融機関等に対する資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

2 委員会は、前項の議決を行う場合には、機構の財務の状況並びに当該議決に係る資金援助に要すると見込まれる費用及び当該資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を考慮し、機構の資産の効率的な利用に配意しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を大蔵大臣（当該決定が信用協同組合を当事者とする合併等に係るものである場合には大蔵大臣及び都道府県知事とし、当該決定が労働金庫を当事者とする合併等に係るものである場合には大蔵大臣及び労働大臣とする。）に報告しなければならない。

(株主総会等の決議の報告等)

第六十六条 適格性の認定等を受けた金融機関

は、この法律若しくは商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の規定又は定款の定めに基づき合併又は営業譲渡等について株主総会等の決議を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る合併又は営業譲渡等についての決議を得たときは又は得られなかつたときは、直ちに、大蔵大臣（信用協同組合にあつては大蔵大臣及び都道府県知事とし、労働金庫にあつては大蔵大臣及び労働大臣とする。第七十四条第十一項において同じ。）に、その旨を報告し、かつ、当該株主総会等の議事録を提出し、あわせて、機構にそ

の旨を通知しなければならない。

4 機構は、第一項の規定による資金援助を行ふ旨の決定をしたときは、同項に規定する金融機関等に対する資金援助に関する契約を締結するものとする。

(合併等の契約の報告等)

2 前項の「株主総会等」とは、第二条第一項第一号から第四号までに掲げる金融機関（以下「銀行等」という。）にあつては株主総会（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第七条第三項に規定する場合にあつては、株主総会及び同項

の特定株主総会)を、信用金庫等にあつては総会又は総代会をいう。

(業務の継続の特例)

第六十七条 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、その営業に関する法令により行うこ

とができない業務に属する契約又は制限され

てある契約に係る権利義務(金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の規定により

継続することができる業務に係るもの)を除く。)を当該適格性の認定等に係る合併又は営業の全部若しくは一部の譲受けにより承継し

た場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から一

年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

2 外国為替業務又は信託業務を営む金融機関

が破綻金融機関である場合において、救済金融機関がこれららの業務を営むことができない

金額機関であるときは、前項の規定は、当該外国為替業務又は信託業務(これらの付随業務を含む。)については適用しない。

(緊急性の認定)

第六十八条 大蔵大臣は、第六十五条の規定による報告をを受けた場合において、当該報告に

係る合併(金融機関の合併及び転換に関する法律第三条第二号から第四号までの規定によ

るもの)又は営業譲渡等を緊急に行わなければ機構の資金援助による預金者等の保護に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると認める

な発展に支障を及ぼすおそれがあると認める

ときは、当該合併又は営業譲渡等を緊急に行

う必要がある旨の認定(以下「緊急性の認定」という。)を行うとともに、当該合併又は

営業譲渡等を行うべき期限を定めるものとする。

(2) 前項の期間は、一週間を下つてはならぬ。

3 大蔵大臣は、緊急性の認定を行つた場合には、その旨及び当該緊急性の認定に係る合併又は営業譲渡等を行つべき期限を、当該合併又は営業譲渡等の当事者となる全部の金融機

関に対し、通知するものとする。

4 第一項の規定による通知を受けた金融機関の取締役又は理事は、当該通知に係る合併又は営業譲渡等の当事者となる各金融機関の貸

借対照表(救済金融機関にあつては、当該各金融機関の貸借対照表及び当該合併又は営業譲渡等に係る資金援助に関する契約の内容を記載した書面)及び当該合併又は営業譲渡等の契約書を本店又は主たる事務所に備えて置かなければならない。

5 商法第四百八条ノ二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

6 大蔵大臣は、第一項の規定による公告に係る金融機関の発行済株式の総数の百分の二十以上に当たる株式の数を保有する株主又は総会員(信用協同組合にあつては組合員とし、労働金庫にあつては個人会員を除く。)の株主(信用金庫にあつては会員とし、信用協同組合にあつては組合員とし、労働金庫にあつては個人会員を除く。)が、異議の申出をしたときは、緊急性の認定を行うことができる。

(合併又は営業譲渡等の実施)

第七十条 緊急性の認定に係る合併又は営業譲渡等の当事者である金融機関(以下「緊急性の認定に係る金融機関」という。)は、第六十

八条第一項の規定により大蔵大臣が定める期限までに、当該合併又は営業譲渡等を行わなければならぬ。

3 大蔵大臣は、銀行等の株主に対し第一項の規定による公告をするときは、法務大臣の同意を得なければならない。

4 第一項の規定による通知を受けた金融機関

の取締役又は理事は、当該通知に係る合併又は営業譲渡等の当事者となる各金融機関の貸

借対照表(救済金融機関にあつては、当該各金融機関の貸借対照表及び当該合併又は営業譲渡等に係る資金援助に関する契約の内容を記載した書面)及び当該合併又は営業譲渡等の契約書を本店又は主たる事務所に備えて置かなければならない。

5 商法第四百八条ノ二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

6 大蔵大臣は、第一項の規定による公告に係る金融機関の発行済株式の総数の百分の二十以上に当たる株式の数を保有する株主又は総会員(信用協同組合にあつては組合員とし、労働金庫にあつては個人会員を除く。)の株主(信用金庫にあつては会員とし、信用協同組合にあつては組合員とし、労働金庫にあつては個人会員を除く。)が、異議の申出をしたときは、緊急性の認定を行つうことができる。

(合併又は営業譲渡等の実施)

第七十二条 緊急性の認定に係る信用金庫等の合併が行われた場合には、消滅金融機関の地区、会員若しくは組合員又は事務所は、当該

信用金庫等の定款の定めにかかるわらず、政令で定める期間に限り、当該信用金庫等の地区、会員若しくは組合員又は事務所とみななければならぬ。

2 信用金庫等は、当該信用金庫等の定款の定

い。

3 大蔵大臣は、銀行等の株主に対し第一項の規定による公告をするときは、法務大臣の同意を得なければならない。

4 第二項の登記の申請書に添付すべき書類については、政令で定める。

3 商法第四百十四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第二項の登記の申請書に添付すべき書類については、政令で定める。

ときは、合併後存続する金融機関(以下「存続金融機関」という。)については変更の登記を、合併により消滅する金融機関(以下「消滅金融機関」という。)については解散の登記をしなければならない。

3 商法第四百十四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第二項の登記の申請書に添付すべき書類については、政令で定める。

めにより行うことができない業務を緊急性の認定に係る事業の全部又は一部の譲受けにより承継した場合には、当該定款の定めにかかりず、政令で定める期間に限り、当該業務を継続することができる。

3 緊急性の認定に係る信用金庫等の合併が行われた場合には、当該合併後存続する信用金庫等の会員又は組員は、政令で定める期間に限り、その持分を譲渡することができる。

4 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該金融機関は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む他の金融機関若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。

5 第一項の規定により行う公告は、官報及び

時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してしなければならない。

6 第一項の金融機関は、同項及び第四項の手続を終了したときは、政令で定めるところにより、速やかに、その旨を大蔵大臣に報告しなければならない。

#### (株主総会等の承認)

第七十四条 緊急性の認定に係る金融機関（營業の一部を譲り受けた銀行等及び事業の全部又は一部を譲り受けた信用協同組合で定款に当該營業の譲受けにつき第六十六条第二項に規定する株主総会等（以下この項において「株主総会等」という。）の決議を要する旨の定めがないものを除く。以下この条において同じ。）は、合併又は營業譲渡等を行つた日から四十五日以内に合併又は營業譲渡等について株主総会等の承認の決議を得なければならぬ。

2 銀行等における前項の承認の決議については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決議の場合の例による。

一 合併又は營業の全部の譲渡若しくは譲受けについての承認（次号に掲げる場合を除く。）商法第三百四十三条の決議

二 存続金融機関の定款に株式の譲渡につき取締役会の承認をする旨の定めがあり消滅金融機関の定款にその定めがない場合における当該消滅金融機関の合併についての承認 商法第三百四十九条第一項の決議

三 営業の一部の譲受けについての承認 定款の定めによる決議

4 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、当該合併又は營業譲渡等を承認したものとみなす。

5 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該債権者は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む他の金融機関若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。

6 第一項の規定により行う公告は、官報及び

については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決議の場合の例による。

一 合併又は事業の全部の譲渡についての承認 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四十八条、中小企業等協同組合第五十三条又は労働金庫法第五十三条の決議

二 信用金庫又は労働金庫の事業の全部又は一部の譲受けについての承認（次号に掲げる場合を除く。）信用金庫法第四十七条第一項又は労働金庫法第五十二条第一項の決議

#### 議

三 信用金庫若しくは労働金庫の定款に事業の全部若しくは一部の譲受けの決議につき特別の定めがある場合又は信用協同組合の定款に事業の全部若しくは一部の譲受けにつき総会若しくは総代会の決議をする旨の定めがある場合における当該信用金庫等の事業の全部又は一部の譲受けについての承認 当該定款の定めによる決議

4 大蔵大臣は、災害その他やむを得ない理由により、金融機関が第一項に規定する期限までに同項の承認の決議を得ることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から四十五日以内に限り、当該期限を延長することができる。

5 銀行等は、第一項の承認の決議を行う場合には、商法第二百三十二条の規定による通知及び公告において、合併又は營業譲渡等の契約書（存続金融機関又は營業の全部若しくは

約書）を本店又は主たる事務所に備えて置かなければならない。

6 商法第四百八条ノ二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

11 緊急性の認定に係る金融機関は、第一項に規定する期限（当該期限が第四項の規定により延長された場合には、その延長後の期限）までに、第一項の承認の決議を得られなかつたときは、直ちに、その旨を大蔵大臣に報告

契約書）の要領をも示さなければならない。

6 商法第三百五十条及び第四百八条第五項の規定は、第二項第二号に掲げる場合について准用する。

7 信用金庫等が第一項の承認の決議を行つ場合には、同項の総会又は総代会の招集は、合併又は營業譲渡等の契約書（存続金融機関又は營業譲渡等の契約書及び資金援助に関する契約書）の要領をも示してしなければならない。

し、かつ、機構に通知しなければならない。  
(事業の全部の譲渡を行つた信用金庫又は労働金庫の解散)

#### 第七十五条 緊急性の認定に係る事業の全部の譲渡を行つた信用金庫又は労働金庫は、第七十三条の手続が終了し、かつ、当該事業の全部の譲渡に係る当事者である金融機関の全部の前条第一項の承認の決議が得られることにより解散する。

#### (株券の提出等)

第七十六条 緊急性の認定に係る合併で当該合併により株式の併合があつたものを行つた銀行等は、当該合併の当事者である銀行等の全部の第七十四条第一項の承認の決議が得られたときは、直ちに、株式の併合があつた旨、一定の期間内に株券及び端株券を当該銀行等に提出すべき旨並びに第三項において準用する商法第二百九十三条ノ三ノ三第二項の規定による定めがあるときはその内容を公告し、かつ、株主及び株主名簿に記載のある質権者には各別にこれを通知しなければならない。

3 商法第二百九十三条ノ三ノ三第二項の規定は、第一項の手続について準用する。

#### (合併に反対する株主の株式買取請求権)

第七十七条 緊急性の認定に係る合併で当該合併の当事者である銀行等の全部の第七十四条第一項の承認の決議が得られたものを行つた銀行等の株主で、同項の承認の意思を通知し、かつ、当該株主の承認に反対したものは、存続金融機関に

に対し、その者の所有する株式を、合併がなかつたならばその株式又はその者の所有していた消滅金融機関の株式の有していであらう公正な価格で買い取るべき旨の請求をすることができる。

#### 2 商法第二百四十五条ノ三及び第二百四十五

条ノ四後段並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一百二十六条第一項及び

第一百三十二条ノ六の規定は、前項の請求について準用する。

#### 3 第一項の規定による株式の買取りは、商法第二百十条第四号の買取りとみなす。

#### (営業譲渡等に反対する株主の株式買取請求権)

第七十八条 緊急性の認定に係る営業譲渡等で当該営業譲渡等の当事者である銀行等の全部の第七十四条第一項の承認の決議が得られたものを行つた銀行等(営業の一一部を譲り受けたものを除く。)の株主で、同項の株主総会に先だつて当該銀行等に對し書面をもつて営業譲渡等に反対の意思を通知し、かつ、当該株主総会において営業譲渡等の承認に反対したものは、当該銀行等に對し、その者の所有する株式を、営業譲渡等がなかつたならばその株式の有していであらう公正な価格で買い取るべき旨の請求をすることができる。

#### 2 前項の規定は、前項の場合について準用する。

#### (承認の決議を得られなかつた場合の合併又は営業譲渡等の効力等)

第七十九条 大蔵大臣は、緊急性の認定に係る金融機関から第六十六条第一項の決議が得られないで破綻金融機関が負担していた債務の額が

れなかつた旨の同項若しくは第七十四条第十項の規定による報告があつたとき又は同項に規定する期限までに同条第一項の承認の決議が得られなかつたことを知つたときは、当該決議が得られなかつた旨を公告しなければならない。

2 合併についての前項の規定による公告がされたときは、当該合併は合併の時にさかのぼつて効力を失う。ただし、存続金融機関、その株主(信用金庫又は労働金庫にあつては会員とし、信用協同組合にあつては組合員とする)及び第三者の間に生じた権利義務に影響を及ぼさない。

#### 3 大蔵大臣は、合併についての第一項の規定による公告をしたときは、存続金融機関については変更の登記を、消滅金融機関については回復の登記を各金融機関の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所に嘱託するものとする。

#### 4 営業譲渡等についての第一項の規定による公告がされたときは、当該営業譲渡等は営業譲渡等の時にさかのぼつて効力を失う。ただし、営業の全部又は一部を譲り受けた金融機関及び第三者の間に生じた権利義務に影響を及ぼさない。

#### 5 第二項又は前項の規定により合併又は営業譲渡等が効力を失ったときは、破綻金融機関の債務及び財産については、当該合併又は営業譲渡等が行われた時における当該破綻金融機関の債務及び財産の状況に回復するものとする。ただし、合併又は営業譲渡等の時において破綻金融機関が負担していた債務の額が

第一項の規定による公告がされるまでの間に減少したときは、その減少した額について、救済金融機関は破綻金融機関に対し債権を取得する。

#### 6 機構は、第二項又は第四項の規定により合併又は営業譲渡等が効力を失つたときは、これにより救済金融機関が被つた損失を補てんするものとする。

#### （商法等の準用）

#### 第八十条 緊急性の認定に係る合併について

は、商法第二百四条(銀行等にあつては、同条第一項及び第三項に限る。)、第一百五条、第一百六

条及び第一百八条から第一百十一条まで並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項、第二百三十五条ノ七、第二百三十五条ノ八及び第二百四十条の規定を準用する。この場合において、商法

第二百五条第一項中「合併ノ日」とあるのは、「預金保険法第七十四条第一項ニ規定スル期限(当該期限ガ同条第四項ノ規定ニ依リ延長セラレタル場合ニハ其ノ延長後ノ期限)」と読み替えるものとする。

#### 2 緊急性の認定に係る合併で存続金融機関が銀行等であるものについては、商法第二百九十三条规定を準用する。この場合において、同項中「第百条」とあるのは

「預金保険法第七十三条」と、「第二百九十三条规定」である。

十三条规定を準用する。

2 緊急性の認定に係る合併で存続金融機関が

銀行等であるものについては、商法第二百九十三条规定を準用する。

2 緊急性の認定に係る合併で存続金融機関が

銀行等であるものについては、商法第二百九十三条规定を準用する。

2 緊急性の認定に係る合併で存続金融機関が

銀行等であるものについては、商法第二百九十三条规定を準用する。

2 緊急性の認定に係る合併で存続金融機関が

銀行等であるものについては、商法第二百九十三条规定を準用する。

「預金保険法第七十四条第六項ニ於テ準用スル商法第三百五十条第一項」と読み替えるものとする。

3 緊急性の認定に係る合併又は営業譲渡等で信用金庫又は労働金庫を当事者とするものについては、信用金庫法第五十八条第三項又は労働金庫法第六十二条第三項の規定を準用する。

#### (商法等の適用除外)

第八十一条 緊急性の認定に係る合併又は営業譲渡等については、緊急性の認定を受けた後は、商法第二百四十五条から二百四十五ノ三まで、第二百四十五条ノ四後段、第四百八条から第四百八条ノ三まで、第四百十二条、第四百十四条並びに第四百十六条第一項から第三項まで及び第五項、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第九十条、銀行法第三十三条规定(相互銀行法第十四条において準用する場合を含む。)、第三十四条(長期

信託銀行法第十七条、外国為替銀行法第十一  
条及び相互銀行法第十四条规定において準用する場合を含む。)及び第三十五条(長期信用銀行法第十七条、外國為替銀行法第十一條、相互

銀行法第十四条、信用金庫法第八十九条及び労働金庫法第九十四条において準用する場合を含む。)、長期信用銀行法第十四条、外國為替銀行法第九条の八、信用金庫法第五十条第六項、第五十条の二、第五十八条第一項から第三項まで及び第五項、第六十条、第六十一  
条、第六十三条(第五号に係る部分に限る。)、第七十一条、第七十七条第一項及び第三項並びに第八十三条、中小企業等協同組合法第五

条、第六十五条、第六十七条(第五号に係る部分に限る。)、第七十五条、第八十一条第二項及び第三項並びに第八十七条の規定は、適用しない。

#### 第五節 條則

##### (準備預金制度に関する法律の一部改正)

第二条 準備預金制度に関する法律(昭和三十一年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「残高」の下に「指定勘定区分額」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 この法律において「指定勘定区分額」とは、指定金融機関の各指定勘定の残高を政令で定めるところにより区分したそれぞれの金額をいう。

第五条に次の二項を加える。  
2 日本国銀行は、一の指定金融機関の一の指定勘定につき指定勘定の残高に係る準備率と指定勘定区分額に係る準備率とをともに設定することはできない。

第七条第一項中「残高」の下に「指定勘定区分額」を加え、同条第二項中「つき指定勘定の残高」の下に「又は指定勘定区分額」を「除いだ金額」の下に「とし、当該指定勘定区分額に

係る準備率を乗すべき金額は、政令で定めると

ころにより、同項に規定する毎日の終業時における当該指定勘定に係る指定勘定区分額から指定勘定増加額を除いた金額」を加える。

#### 附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して、三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に現に第一条の規定による改正後の預金保険法(以下「改正後の預金保険法」という。)施行後、その規定は、適用しない。

第三条 第二項に規定する保険事故が発生している労働金庫その他これに準ずるものとしている労働金庫については、改正後の預金保険法の規定は、適用しない。

第四十九条第二項に規定する労働金庫については、その規定は、適用しない。

第五条 この法律の施行の際現に機構の理事又は監事である者の任期については、なお從前の例による。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

労働金庫が納付すべき保険料の額を運営委員会の議決を経て定めることができる。

2 前項の保険料の額は、特定の労働金庫に対し差別的取扱いをしないよう定められなければならない。

3 機構は、第一項の保険料の額を定めようとするとときは、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

4 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る保険料の額を各労働金庫に通知しなければならない。

(理事又は監事の任期に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に機構の理事又は監事である者の任期については、なお從前の例による。

(審査報告書)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第二十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

参議院議長 木村 誠男殿

大蔵委員長 山本 富雄

国有財産法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年五月二十日

参議院議長 木村 誠男殿

大蔵委員長 山本 富雄

本法律案は、最近における社会的要請に応じ、国有地の一層の有効活用及び処分の促進等に資するため、国有地に土地信託制度を導入

要領書

一、委員会の決定の理由

し、国有地の管理及び処分の手段の多様化を図らうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

### 一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

### 国有財産法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年五月十五日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 隆男殿

(信託)

### 国有財産法の一部を改正する法律案

國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「浮さん橋」を「浮桟橋」に、「浮ドック」を「浮ドック」に改め、同項に次の二号を加える。

七 不動産の信託の受益権

第九条の三第三項中「第三十一条の四第三項」を「第二十八条の二第二項、第二十八条の四及び第三十一条の四第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 中央審議会は、前項に規定するもののほか、第二十八条の二第二項及び第二十八条の四の規定により諮問される事項を調査審議する。

第十四条中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の二号を加える。

### 九 普通財産である土地(その土地の定着物を含む)を信託しようとするとき。

第二十条第一項中「譲与し」の下に「信託し」を加え、「むね」を「棟」に改める。

第二十一条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「左の」を「次の」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第一号中「以下同じ」を「以下この条及び第七条において同じ」に改め、同項第二号中「除く外」を「除くほか」に改める。

### 第二十八条の次に次の四条を加える。

(信託)

第二十八条の二 普通財産は、土地(その土地の定着物を含む)以下この条、第二十八条の四及び第二十八条の五において同じ)に限り、政令で定めるところにより、これを信託することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二十二条(第二十六条において準用する場合を含む)第二十七条又は前条の規定に該当しない無償貸付け、交換又は譲与をする

ことと信託の目的とするとき。

二 国以外の者を信託の受益者とするとき。

三 土地の信託をすることにより国の通常享受する利益が、当該土地の貸付け

すると見込まれる利益と見込める利益を下回ることが確実と見込まれるとき。

又は売払いをすることにより国が通常享受す

ると見込まれる利益を下回ることが確実と見込まれるとき。

各省各庁の長は、前項の規定により土地を信託しようとする場合には、次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、あらかじめ

中央審議会又は地方審議会に諮問し、その議を経なければならない。

### 一 信託の目的

二 信託の受託者の選定方法

三 信託の収支見積り

四 信託の受託者が当該信託に必要な資金の借入れをする場合の当該借入金の限度額

五 その他政令で定める事項

3 各省各庁の長は、第一項の規定により土地を信託しようとする場合には、事前に、会計検査院に、これを通知しなければならない。

第二十八条の三 信託期間は、二十年を超えることとができない。

第二十九条(信託に係る協議等)

第二十八条の三 信託期間は、二十年を超えることとができない。

2 前項の信託期間は、これを更新することがで

きる。この場合においては、更新のときから二十年を超えることができない。

(信託に係る協議等)

第二十八条の四 各省各庁の長は、第二十八条の二第一項の規定により土地を信託した場合において当該信託の信託期間を更新しようとする

ときその他の政令で定めるときは、大臣に協議するとともに、政令で定める事項について、同

条第二項の規定により諮問した中央審議会又は地方審議会に諮問し、その議を経なければなら

ない。

(信託に係る実地監査等)

第二十八条の五 各省各庁の長は、第二十八条の二第一項の規定により土地を信託した場合に

は、当該土地に係る信託事務の処理の適正を期するため、政令で定めるところにより、その信託の受託者に対し、信託事務の処理状況に関する

資料若しくは報告を求め、又は必要があると認めるときは、当該職員に実地監査をさせ、信託事務の処理について必要な指示をすることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔山本富雄君登壇、拍手〕

○山本富雄君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案は、我が国の有価証券に係る投資顧問業の現状にかんがみ、投資者の保護を図るために、有価証券に係る投資顧問業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保しようとするものであります。

預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、金融自由化の円滑な進展を図るための環境整備として、預金保険制度の拡充を行い預金者等の保護の充実を図るとともに、金融政策を効果的に運営するため、準備預金制度を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を便宜一括して質疑に入りましたところ、投資家保護の観点からの投資顧問業に対する行為規制のあり方、投資一任業務認可の具体的基準明示の必要性、金融自由化の進展度の評価と今後の信用秩序維持のあり方、保険限度額等決定の経緯と金融機関の健全経営の確保策等の質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 再処理の事業に関する規制（第四十四条第一項第一号）」を「第五章 再処理の事業に関する規制（第五十一条第一項第一号）」とし、同条の二第一項に規定する原子炉施設であつて溶接をするものに規定する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。」を加え、同条に次の二項を加える。

（溶接の方法及び検査）

第十六条の三第一項中「工事」の下に「（次条第三項）」を加え、同条に次の二項を加える。

（溶接の方法及び検査）

第十六条の四 六ふつ化ウランの加熱容器その他

の総理府令で定める加工施設であつて溶接をするものについては、総理府令で定めるところにより、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、加工事業者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び総理府令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、その溶接の方法について内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の検査においては、その溶接が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 前項の認可を受けた方法に従つて行われること。

二 総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 内閣総理大臣は、前二項の認可の申請に係る設計及び工事の方法が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 第十三条第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 内閣総理大臣は、前二項の認可の申請に係る設計及び工事の方法が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 第十三条第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

（溶接の方法及び検査）

第十六条の四 六ふつ化ウランの加熱容器その他

の総理府令で定める加工施設であつて溶接をするものについては、総理府令で定めるところにより、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、加工事業者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び総理府令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、その溶接の方法について内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の検査においては、その溶接が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 前項の認可を受けた方法に従つて行われること。

二 総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 第二十八条第一項中「工事」の下に「（次条第一項）」を加え、同条に次の二項を加える。

（溶接の方法及び検査）

第二十九条第一項中「原子炉設置者は」の下に「、主務省令で定めるところにより」を加える。

第三十三条第二項第五号の三中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第四十五条第一項中「方法」の下に「（第四十六条の二第一項に規定する再処理施設であつて溶接をするものに適用する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。）」を加え、同条に次の二項を加える。

（溶接の方法及び検査）

第二十九条第一項中「原子炉設置者は」の下に「、主務省令で定めるところにより」を加える。

第三十三条第二項第五号の三中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

4 溶接をした第一項に規定する加工施設であつて輸入したものについては、主務省令で定めたところにより、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉設置者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

4 溶接をした第一項に規定する原子炉施設であつて溶接を除く。次項において同じ。」を加え、同条に次の二項を加える。

（溶接の方法及び検査）

第二十九条第一項中「工事」の下に「（次条第一項）」を加え、同条に次の二項を加える。

（溶接の方法及び検査）

第二十九条第一項中「原子炉設置者は」の下に「、主務省令で定めるところにより」を加える。

第三十三条第二項第五号の三中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

4 溶接をした第一項に規定する再処理施設であつて溶接を除く。次項において同じ。」を加え、同条に次の二項を加える。

（溶接の方法及び検査）

第二十九条第一項中「方法」の下に「（第四十六条の二第一項に規定する再処理施設であつて溶接をするものに適用する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。）」を加え、同条に次の二項を加える。

（溶接の方法及び検査）

第三十三条第二項第五号の三中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

4 溶接をした第一項に規定する加工施設であつて輸入したものについては、主務省令で定めたところにより、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉設置者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

4 溶接をした第一項に規定する加工施設であつて輸入したものについては、主務省令で定めたところにより、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉設置者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

（溶接の方法及び検査）

第二十九条第一項中「工事」の下に「（次条第一項）」を加え、同条に次の二項を加える。

（溶接の方法及び検査）

第二十九条第一項中「原子炉設置者は」の下に「、主務省令で定めるところにより」を加える。

第三十三条第二項第五号の三中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

4 溶接をした第一項に規定する加工施設であつて輸入したものについては、主務省令で定めたところにより、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉設置者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

4 溶接をした第一項に規定する加工施設であつて輸入したものについては、主務省令で定めたところにより、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉設置者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

4 溶接をした第一項に規定する加工施設であつて輸入したものについては、主務省令で定めたところにより、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉設置者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

（溶接の方法及び検査）

第二十九条第一項中「工事」の下に「（次条第一項）」を加え、同条に次の二項を加える。

（溶接の方法及び検査）

第二十九条第一項中「原子炉設置者は」の下に「、主務省令で定めるところにより」を加える。

第三十三条第二項第五号の三中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

4 溶接をした第一項に規定する加工施設であつて輸入したものについては、主務省令で定めたところにより、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉設置者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

4 溶接をした第一項に規定する加工施設であつて輸入したものについては、主務省令で定めたところにより、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉設置者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

4 溶接をした第一項に規定する加工施設であつて輸入したものについては、主務省令で定めたところにより、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉設置者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

二 総理府令で定める技術上の基準に適合すること。

ものであること。

第四十六条第一項中「工事」の下に「(次条第一項に規定する再処理施設であつて溶接をするもの)の溶接を除く。次項において同じ。」を加える。

第四十六条の二第一項中「再処理事業者は」の下に「総理府令で定めるところにより」を加え、同条を第四十六条の二の二とし、第四十六条の次に次の二条を加える。

(溶接の方法及び検査)

第四十六条の二 使用済燃料の溶解槽その他の總理府令で定める再処理施設であつて溶接をするものについては、総理府令で定めるところにより、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、再処理事業者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び総理府令で定める場合は、この限りでない。

## 外 報 号

3 第一項の検査においては、その溶接が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 総理府令で定める技術上の基準に適合すること。

二 溶接をした第一項に規定する再処理施設であつて輸入したものについては、総理府令で定めるところにより、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、

再処理事業者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第二号の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

第四十九条中「第四十六条の二第二項」を「第

四十六条の七第二項第七号中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第五章の次に次の二章を加える。

第五章の二 廃棄の事業に関する規制

(事業の許可)

第五十一条の二 次の各号に掲げる廃棄(製鍊事業者(製鍊の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団を含む)第六十五条及び第六十六条を除き、以下同じ)、加工事業者、原子炉設置者、外國原子力船運航者、再処理事業者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が製鍊施設、加工施設、原子炉施設、再処理施設又は

核燃料開発事業団を含む)第六十五条及び第六十六条を除き、以下同じ)、加工事業者、原子炉設置者、外國原子力船運航者、再処理事業者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が製鍊施設、加工施設、原子炉施設、再処理施設又は

もの(以下「廃棄物管理」という)。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項

を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人については、その代表者の氏名

は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、前項第一号及び第二号(総理的基礎に係る部分に限る)に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第二号(技術的能力に係る部分に限る)及び第三号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

2 内閣総理大臣は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、前項第一号及び第二号(総理的基礎に係る部分に限る)に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第二号(技術的能力に係る部分に限る)及び第三号(技術的能力に係る部分に限る)に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

三 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法

四 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法

五 放射能の減衰に応じた廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の変更予定期限

六 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の工事計画

3 内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣は、第一項第一号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ原子力委員会及び原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

4 政令で定める核燃料物質又は核燃料物質に由つて汚染された物の埋設の方法による最終的な処分(以下「廃棄物埋設」という)。

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物についての廃棄物埋設、第六十一条の二の二第六項に規定する海洋投棄その他の最終的な処分がされるまでの間において行われる放射線による障害の防止を目的とした管理

一 その許可することによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経営的基礎があること。

三 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。

四 法人であつて、その業務を行ふ役員のうち前二号の一に該当する者のあるもの(変更の許可及び届出)

第五十一条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その許可することによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 受けた者(以下「廃棄事業者」という)は、同条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

らない。ただし、同項第一号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 廃棄事業者は、第五十一条の十三第一項に規定する場合を除き、第五十一条の二第二項第一号又は第六号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 第五十一条の三の規定は、第一項の許可に準用する。

(廃棄物埋設に関する確認)

第五十一条の六 第五十一条の二第一項の規定による廃棄物埋設の事業の許可を受けた者（以下「廃棄物埋設事業者」という。）は、廃棄物埋設を行う場合においては、その廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置が総理府令で定める技術上の基準に適合することについて、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の確認を受けなければならない。

廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設を行う場合においては、埋設しようとする核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物及びこれに関する保安のための措置が総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の確認を受けなければならない。

(設計及び工事の認可)

第五十一条の七 第五十一条の二第一項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者（以下「廃棄物管理条例事業者」という。）は、総理府令で

定めるところにより、政令で定める廃棄物管理

施設（以下この章において「特定廃棄物管理条例」という。）の工事に着手する前に、特定廃棄物管理条例に関する設計及び工事の方法（第五

十二条の九第一項に規定する特定廃棄物管理条例であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。）について、内閣総理大臣の認可を受けなければ、特定廃棄物管理条例を使用してはならない。特定廃棄物管理条例を変更する場合における当該特定廃棄物管理条例についても、同様とする。

2 前項においては、特定廃棄物管理条例が次の各号に適合しているときは、合格とする。

3 第五十一条の三の規定は、前条の認可を受けた特定廃棄物管理条例についても、同様とする。

(廃棄物管理条例事業者は、前項の認可を受けた特定廃棄物管理条例に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、総理府令で定める

ところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、その変更が総理府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

4 前項の規定は、前二項の認可をしなければならない。

(溶接の方法及び検査)

5 第五十一条の九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廢液槽その他の総理府令で定める特定廃棄物管理条例施設であつて溶接をするものについては、総理府令で定めるところによつて、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、廃棄物管理条例事業者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び総理府令で定める場合は、この限りでない。

6 前項の検査を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、その溶接の方法について内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

(定期検査)

7 第五十一条の十 廃棄物管理条例事業者は、総理府令で定めるところにより、特定廃棄物管理条例のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて総理府令で定める期間ごとに内閣総理大臣が行う検査を受けなければならない。

8 前項の検査は、その特定廃棄物管理条例で定める技術上の基準に適合していけるかどうかについて行う。

9 第五十一条の十一 廃棄事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(合併)

10 第五十一条の十二 廃棄事業者である法人の合併の場合（廃棄事業者である法人と廃棄事業者である法人が合併する場合において、廃棄事業

者である法人が存続するときを除く。）において

当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、廃棄事業者の地位を承継する。

設があつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。）及び性能について内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、特定廃棄物管理条例を使用してはならない。特定廃棄物管理条例を変更する場合における当該特定廃棄物管理条例についても、同様とする。

2 前項の検査においては、特定廃棄物管理条例が次の各号に適合しているときは、合格とする。

3 前項の規定は、前二項の技術上の基準に適合しているときは、合格とする。

(定期検査)

4 前項の規定は、前二項の技術上の基準に適合する場合においては、その溶接を受ける特定廃棄物管理条例で定めるところにより、内閣総理大臣の検査を受けなければ、廃棄物管理条例事業者は、これを使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第

ものであること。

6 溶接をした第一項に規定する特定廃棄物管理条例であつて輸入したものについては、総理府

令で定めるところにより、その溶接につき内閣

総理大臣の検査を受け、これに合格した後でな

ければ、廃棄物管理条例事業者は、これを使用して

はならない。

7 前項の検査においては、その溶接が第三項第

二号の技術上の基準に適合しているときは、合

格とする。

(定期検査)

8 第五十一条の十 廃棄物管理条例事業者は、総理府令で定めるところにより、特定廃棄物管理条例のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて総理府令で定める期間ごとに内閣総理大臣が行う検査を受けなければならない。

9 前項の検査は、その特定廃棄物管理条例で定める技術上の基準に適合していけるかどうかについて行う。

(事業開始等の届出)

10 第五十一条の十一 廃棄事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれ

その日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(合併)

11 第五十一条の十二 廃棄事業者である法人の合併の場合（廃棄事業者である法人と廃棄事業者である法人が合併する場合において、廃棄事業

者である法人が存続するときを除く。）において

当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、廃棄事業者の地位を承継する。

2 第五十一条の三第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに第五十二条の四の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

第五十二条の十三 廃棄事業者について相続があつたときは、相続人は、廃棄事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により廃棄事業者の地位を承継した人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第五十二条の十四 内閣総理大臣は、廃棄事業者が正当な理由がないのに、総理府令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第五十二条の二第一項の許可を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、廃棄事業者が次の各号の一に該当するときは、第五十二条の二第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第五十一条の四第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

2 第五十一条の五第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないに至つたとき。

3 第五十一条の六の規定に違反したとき。

4 第五十一条の十七の規定による命令に違反したとき。

5 第五十一条の十八第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

六 第五十一条の二十二の規定による命令に違反したとき。

七 第五十八条の二の規定に違反したとき。

八 第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

九 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十一 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

(記録)

第五十二条の十五 廃棄事業者は、総理府令で定めるところにより、廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業の実施に関し総理府令で定める事項を記録し、これをその事業所に備えて置かなければならぬ。

(保安のため講すべき措置)

第五十二条の十六 廃棄物理設事業者は、次の事項について、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の放射能の減衰に応じて総理府令で定めるところにより、保安のため必要な措置を講じなければならない。

一 廃棄物理設施設の保全

2 廃棄物管理事業者は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のため必要な措置を講じなければならない。

一 廃棄物理設施設の保全

2 廃棄物管理事業者は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のため必要な措置を講じなければならない。

一 廃棄物理設施設の保全

2 廃棄物管理事業者は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のため必要な措置を講じなければならない。

一 廃棄物理設施設の保全

2 廃棄物理設施設の保全

### 一 廃棄物管理施設の保全

二 廃棄物管理設備の操作

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬(廃棄物管理施設を設置した事業所内の運搬に限る)又は廃棄

(施設の使用の停止等)

第五十二条の十七 内閣総理大臣は、廃棄物管理施設の性能が第五十二条の十第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設の保全、廃棄物管理設備の操作若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬(廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設を設置した事業所内の運搬に限る)若しくは廃棄に関する措置が前条の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、廃棄事業者に対し、廃棄物理施設又は廃棄物管理施設の使用の停止、改造、修理又は移転、廃棄物管理設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

第五十二条の十九 廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

5 廃棄事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

(廃棄物埋設地の譲受け等)

第五十二条の十九 廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 第五十一条の三及び第五十二条の四の規定は、前項の許可に準用する。

3 第五十一条の三及び第五十二条の四の規定は、前項の許可を受けた者は、当該

2 第五十一条の三及び第五十二条の四の規定は、前項の許可を受けた者は、当該

3 第五十一条の三及び第五十二条の四の規定は、前項の許可を受けた者は、当該

3 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

4 内閣総理大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、廃棄事業者に対する保安規定の変更を命ずることができる。

5 廃棄事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

6 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

7 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

8 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

9 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

10 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

11 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

12 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

13 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

14 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

15 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

16 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

17 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

18 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

19 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

20 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

21 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

22 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

23 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

24 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

25 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないと認めるときは、前二項の認可をしてはならない。

主任者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

**(廃棄物取扱主任者の義務等)**

第五十一条の二十一 廃棄物取扱主任者は、廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業における核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに關し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

**(廃棄物取扱主任者の解任命令)**

第五十二条の二十二 内閣総理大臣は、廃棄物取扱主任者がこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、廃棄事業者に対し、廃棄物取扱主任者の解任を命ずることができるものと定める。

第五十二条第一項第一号中「(製錬の事業を行なう場合における動力炉・核燃料開発事業団を含む。第六十五条及び第六十六条を除き、以下同じ。)」を削る。

第五十五条の二第一項中「工事」の下に「(次条第一項に規定する使用施設等であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。)」を加える。(溶接検査)

第五十五条の三 核燃料物質の貯蔵容器その他の総理府令で定める使用施設等であつて溶接をする

るものについては、総理府令で定めるところにより、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用者は、これを使用してはならない。ただし、総理府令で定める場合は、この限りでない。

**(第二項)**

第五十六条第四号の四中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第五十八条の二中「及び再処理事業者」を「再処理事業者及び廃棄事業者」に、「又は再処理施設」を「再処理施設又は廃棄物理施設若しくは廃棄物管理施設」に、「又は再処理事業者」を「再処理事業者又は廃棄事業者」に、「又は第四十八条第三号」を「第四十八条第三号又は第五十二条の二号若しくは第二項第三号」に改める。

第五十九条の二第一項中「及び再処理事業者」を「再処理事業者及び廃棄事業者」に改め、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「届け出なければならない」を「届け出、届出を證明する文書(以下「運搬証明書」という。)の交付を受けた都道府県公安委員会に届け出なければならない」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 使用者等は、運搬に使用する容器について、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けることができる。この場合において、内閣総理大臣の承認を受けた容器(第六十一条の四十二において「承認容器」という。)については、第一項の技術上の基準の規定に規定する権限は、犯罪捜査のために認

るものについては、総理府令で定めるところにより、その溶接につき内閣総理大臣の検査を受ける。

第五十九条の二に次の六項を加える。

7 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

8 第一項に規定する場合において、運搬証明書の交付を受けたときは、使用者等は、当該運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しなければならない。

9 運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、使用者等は、遅滞なく交付を受けた都道府県公安委員会に届け出、その書換えを受けなければならぬ。

10 運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盜取されたときは、使用者等はその事由を付して交付を受けた都道府県公安委員会にその再交付を文書で申請しなければならない。

11 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止して公共の安全を図るために必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらの物を運搬する者に對し、運搬証明書の提示を求め、若しくは、総理府令で定めるところにより、運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しているかどうかについて検査し、又はこれらの物による災害を防止するため、第五項、第六項及び第八項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。

3 第五十五条の二第一項第二号及び第二項第三号、第五十五条の十七並びに第五十八条の二の規定は、廃棄事業者(第五十五条の十四の規定により許可を取り消された者及び第六十五条の規定により許可を含む。第五項において同じ。)が核燃料物質又は核原料物質によつて汚染された物の海洋投棄をする場合に準用する。

第六十一条の三の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条次の二項を加える。

5 廃棄事業者は、国際規制物資を廃棄しようとする場合には、総理府令で定めるところにより、あらかじめ、その廃棄する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される廃棄の期間を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十一条の七中「使用している者」の下に「(国際規制物資を廃棄している廃棄事業者を含む。第六十一条の九並びに第六十八条第六項及び第七項において同じ。)」を、「国際規制物資の使用」の下に「(廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。次条第一項及び第六十一条の十において同じ。)」を加える。

第六十一条の八第一項中「及び第六十一条の三第一項各号」を「第六十一条の三第一項各号」に改め、「規定する者」の下に「及び同条第五項に規定する者」を加える。

第六十一条の十六第一項中「以下」の下に「この章において」を加える。

第六章の三 指定検査機関等

(指定検査機関)

第六十一条の二十四 次の各号に掲げる検査の区分に応じ、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣(以下この章において「主務大臣」といふ。)は、主務省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定検査機関」という。)は、当該

第六十一条の二十四 次の各号に掲げる検査の区分に応じ、内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣(以下この章において「主務大臣」といふ。)は、主務省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定検査機関」という。)は、当該

閣総理大臣

## 外 報 号

二 第二十八条の二第一項又は第四項の検査(実用発電用原子炉及びその附属施設に係るものに限る。) 通商産業大臣

三 第二十八条の二第一項又は第四項の検査(実用船用原子炉及びその附属施設に係るものに限る。) 運輸大臣

四 第二十八条の二第一項又は第四項の検査(第二十三条第一項第二号及び第四号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係るものに限る。) 内閣総理大臣

五 第四十六条の二第一項又は第四項の検査 内閣総理大臣

六 第五十一条の九第一項又は第四項の検査 内閣総理大臣

七 第五十五条の三第一項の検査 内閣総理大臣

(指定)

第六十一条の二十五 前条の指定は、主務省令で定めるところにより、前条各号に掲げる検査(以下この章並びに第七十五条第二項、第七十六条、第七十八条の三及び第八十条の三第一号において「検査」と総称する。)を行おうとする者の申請により行う。

第六十一条の二十九 指定検査機関は、検査を行なう場合を除き、運滞なく、検査を行わなければならない。

二 指定検査機関は、検査を行なうとすると

第六十一条の二十七 次の各号の一に該当する者には、第六十一条の二十四の指定を与えない。

一 第六十一条の三十七の規定により第六十一条の二十四の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わるまでに再犯の有り、又は執行を受けることのなくなつた後、二年を経過していない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者のある者

イ 前号に該当する者

ロ 第六十一条の三十三の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

三 その申請により行う検査を行わないものとす

(検査の義務)

一 主務省令で定める条件に適合する知識経験

第六十一条の二十九 指定検査機関は、検査を行

を有する者が検査を実施し、その数が主務省令で定める数以上であること。

二 検査の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

三 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が検査の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 指定検査機関は、検査を行なうときには、第六十一条の二十六第一号に規定する者(以下この章において「検査員」という。)に検査を実施させなければならぬ。

五 検査の業務以外の業務を行つている場合は、その業務を行なうことによつて検査が不公平になるおそれがないものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとなること。

七 指定の欠格条項

第六十一条の二十九 指定検査機関は、検査を行なう事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

(事業所の変更)

第六十一条の二十九 指定検査機関は、検査の業務に關する規定(以下この章において「業務規定」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務規定)

第六十一条の三十 指定検査機関は、検査の業務に關する規定(以下この章において「業務規定」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務規定)

第六十一条の三十一 指定検査機関は、毎事業年度開始前に(第六十一条の二十四の指定を受けた日)の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第六十一条の三十一 指定検査機関は、毎事業

2 指定検査機関は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書及び取支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任等)

第六十一条の三十二 指定検査機関の役員の選任及び解任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 指定検査機関の検査員の選任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解任命令)

第六十一条の三十三 主務大臣は、指定検査機関の役員又は検査員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規定に違反したときその他その職務を行うのに適当でないと認めるとときは、その指定検査機関に対し、その役員又は検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

第六十一条の三十四 検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第六十一条の三十五 主務大臣は、指定検査機関が第六十一条の二十六第一号から第四号までに適合しなかつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第六十一条の三十六 指定検査機関は、主務大臣は、指定検査機関の業務の全部若しくは一部を休止したとき、又は自ら行つて検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき、「指定廃業確認機関」という。(第六十一条の三十七の規定により指定検査機関に対し、検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 指定検査機関は、主務大臣の認可を受けたとき、又は指定検査機関が天災その他の事由に一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第六十一条の三十七 主務大臣は、指定検査機関が次の各号の一に該当するときは、第六十一条の二十四の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定(指定検査機関に係るものに限る。)に違反したとき。

二 第六十一条の二十七第二号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 第六十一条の三十第一項の認可を受けた業務規定によらないで検査を行つたとき。

四 第六十一条の三十第三項、第六十一条の三十三又は第六十一条の三十五の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第六十一条の二十四の指定を受けたとき。

六 第六十一条第一項の条件に違反したとき。

(帳簿の記載)

第六十一条の三十八 指定検査機関は、帳簿を備え、検査の業務に関し主務省令で定める事項を記載しなければならない。

(主務大臣による検査)

2 前項の帳簿は、主務省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第六十一条の三十九 主務大臣は、指定検査機関が第六十一条の三十六の許可を受けて検査の業務の全部若しくは一部を休止したとき、第六十条の三十七の規定により指定検査機関に対し、検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 指定検査機関は、主務大臣の認可を受けたとき、又は指定検査機関が天災その他の事由に一部を休止し、又は廃止してはならない。

(二の二第二項から第五項まで及び第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認(以下「廃業確認」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定は、総理府令で定めるところにより、承認容器による運搬物に係る確認を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の指定は、総理府令で定めるところにより、承認容器による運搬物に係る確認を行おうとする者の申請により行う。

2 指定検査機関は、主務大臣の認可を受けたとき、又は指定検査機関が天災その他の事由に一部を休止し、又は廃止してはならない。

(二の二第二項から第五項まで及び第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認(以下「廃業確認」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定は、総理府令で定めるところにより、承認容器による運搬物に係る確認を行おうとする者の申請により行う。

2 指定検査機関は、主務大臣の認可を受けたとき、又は指定検査機関が天災その他の事由に一部を休止し、又は廃止してはならない。

(二の二第二項から第五項まで及び第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認(以下「廃業確認」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の指定は、総理府令で定めるところにより、承認容器による運搬物に係る確認を行おうとする者の申請により行う。

昭和六十一年五月二十一日 参議院会議録第十八号  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

六五

3 第六十六条の二十二第五第二項及び第六十二条の二十六から第六十二条の四十までの規定は、指定運搬物確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と「検査」とあるのは「承認機器による運搬物に係る確認」と「第六十二条の二十四」とあるのは「第六十二条の四十二第一項」と「主務省令」とあるのは「総理府令」と、「検査員」とあるのは「運搬物確認員」と、第六十二条の二十五第二項中「前条」とあるのは「第六十二条の四十二第一項」と読み替えるものとする。

(指定運搬方法確認機関の指定等)

第六十二条の四十三 運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定運搬方法確認機関」という。)に、第五十九条の二第二項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認(運搬する物に係る確認を除く。)に限る。)であつて運輸省令で定めるもの(以下「運搬方法確認」という。)を行わせることができる。

2 前項の指定は、運輸省令で定めるところにより、運搬方法確認を行おうとする者の申請により行う。

3 第六十二条の二十二第五第二項及び第六十二条の二十六から第六十二条の四十までの規定は、指定運搬方法確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「運輸大臣」と「検査」とあるのは「運搬方法確認」と「第六十二条の二十四」とあるの

は「第六十一条の四十三第一項」と、「主務省令」とあるのは「運搬方法確認員」と、第六十一条の二十五第二項中「前条」とあるのは「第六十一条の四十三第一項」と読み替えるものとする。  
第六十二条第二項中「第二十三条第一項」の下に、「第五十二条の二第一項」を加える。  
第六十三条中「再処理事業者」の下に「廃棄事業者」を加える。  
第六十四条第一項中「再処理事業者」の下に「廃棄事業者」を、「核燃料物質」の下に「若しくは核燃料物質によつて汚染された物」を加え、同条第三項各号列記以外の部分中「核燃料物質又は原子炉」を「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉」に改め「再処理施設」の下に「廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設」を加え、「核燃料物質の所在場所」を「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所」に改め、同項第二号中「再処理事業者」の下に「廃棄事業者」を、「核燃料物質」の下に「又は核燃料物質によつて汚染された物」を加える。  
第六十五条第一項中「若しくは再処理事業者」を「再処理事業者若しくは廃棄事業者」に、「再処理事業者、原子炉設置者」を「再処理事業者、廃棄事業者、原子炉設置者」に、「再処理事業者、使用者」を「再処理事業者、廃棄事業者、使用者」に改め、同条第二項中「第二十三条の二第一項」の下に「第五十二条の二第一項」を加え、同条第三項中「又は再処理事業者」を「再処理事業者」に改め、「第四十六条の六第一項の規定による承認の四十九たとき」の下に「又は廃棄事業者が解散

し、若しくは死亡した場合において、第五十一条の十一第一項若しくは第五十一条の十二第一項若しくは第五十一条の十三第一項の規定による承認がなかつたとき」を加える。

第六十六条第一項中「第三十三条」の下に「第五十二条の十四」を、「外国原子力船運航者」の下に「廃棄事業者」を加え、同条第二項中「核燃料物質を運搬し、又は」を「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を運搬し、又は核燃料物質」に改め、同条第三項中「若しくは再処理」を「再処理、廃棄物埋設若しくは廃棄物管理」に改め、「再処理事業者」の下に「廃棄事業者」を加え、同条第四項中「核燃料物質」の下に「若しくは核燃料物質によつて汚染された物」を加える。

第六十七条中「第五十九条の二第五項」を「第五十九条の二第六項」に改め、「再処理事業者」の下に「廃棄事業者」を加え、「第五十九条の二第四項」を「第五十九条の二第五項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関、指定廃棄確認機関、指定運搬物確認機関又は指定運搬方法確認機関（以下「指定検査機関等」という。）に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、政令で定めるところにより、その業務に關し報告をさせることができる。

一 第六十一条の二十四第一号及び第四号から第七号までに掲げる検査に係る指定検査機関、指定廃棄確認機関並びに指定運搬物確認機関

二 第六十一条の二十四第二号に掲げる検査に係る指定検査機関 通商産業大臣

三 第六十一条の二十四第三号に掲げる検査に  
係る指定検査機関及び指定運搬方法確認機関  
運輸大臣

第六十七条の二第二項中「第二十八条、第二十九条、第四十六条、第四十六条の二又は第五十五条の二」を「第十六条の四、第二十八条から第二十九条まで、第四十六条から第四十六条の二の二まで、第五十一条の八から第五十二条の十まで、第五十五条の二又は第五十五条の三」に改める。

第六十八条第一項中「及び第六十二条の三第三項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者」を「第六十二条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者及び同条第五項に規定する者」に、「第五十九条の二第五項」を「第五十九条の二第六項」に改め、「再処理事業者」の下に「廃棄事業者」を加え、「若しくは第六十二条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者」を「第六十二条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者若しくは同条第五項に規定する者」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第六項」を「第七項」に、「及び第六十二条の三第一項各号」に、「第一項各号」を「第六十二条の三第一項各号」に改め、「当該各号に規定する者」の下に「及び同条第五項に規定する者」を「前二項」に改め、同項を同条第三項」とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、この法律（通商産業大臣にあつては実用発

三 第六十二条の二十四第三号に掲げる検査に  
係る届出書類用文書、旨記載万古署名機関

運輸大臣

第六十七条の二第二項中「第二十八条、第二十九条、第四十六条、第四十六条の二又は第五十五条

「第十六条の二」を「第十六条の四、第二十八条から第二

十九条まで、第四十六条から第四十六条の二の二まで、第五十一条の八から第五十一条の十まで、

第五十五条の二又は第五十五条の三に改める。

第六十八條第一項中「及び第六十一條の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規

定する者」を「第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合にあら当該各号に規定する者及び

同条第五項に規定する者」に、「第五十九条の二第

五項」を「第五十九条の二第六項」に改め、「再処理事業者」の下に「廃棄事業者」を加え、「若しく

は第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合

における当該各号に規定する者」を「第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該

各号に規定する者若しくは同条第五項に規定する

者」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項

中「第六項」を「第七項」に、「及び第六十一条の三

第一項各号」を、第六十一条の三第一項各号」に改め、「当該各号に規定する者」の下に「及び同条

第五項に規定する者」を加え、同項を同条第五項

とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項

中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項  
二、同之第一項の次二項の二項之中之二項。

2 同条第一項の次に次の二項を加える。

は、この法律（通商産業大臣にあつては実用発

電用原子炉及びその附属施設に係る第二十八条の二第一項の規定、運輸大臣につては実用船用原子炉及びその附属施設に係る同項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十六条の二第一項、第五十一条の九第一項若しくは第五十五条の三第一項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができること第六十八条の次に次の二条を加える。

第六十八条の二 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、第六十七条第二項各号に掲げる

卷之三

〔前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。〕

第六十九条第一項中「第四十六条の七」の下に「第五十一条の十四」を加え、「又は第六十一条の二十一」を「第六十一条の二十一又は第六十一条の三十七（第六十一条の四十一第三項、第六十二条の四十二第三項及び第六十一条の四十三第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第七十条を次のように改める。

（不服申立て等）

2 この法律（第二十二条の三第一項及び第二項並びに第四十二条第一項及び第二項を除く。）の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定（前項の規定により審査請求をすることができる処分にあっては、審査請求に対する裁決）を経た後でなければ、提起することができない。

第七十二条第三項中「第六十八条第二項及び第三項」を「第六十八条第三項及び第四項」に改め、同条第四項中「第二十七条」の下に「第二十八条の二第二項」を、「第二十八条第一項」の下に「第二十八条の二第一項若しくは第四項」を加え、同条第五項中「若しくは第四十六条の七」を「第四十六条の七、第五十二条の二第一項、第五十二条の五第一項、第五十二条の十二第一項、第五十五条の十四若しくは第五十五条の十九第一項」に改め、「又は第十三条第一項」の下に「若しくは第五十五条の二第一項」を加え、同条第六項中「又は当該再処理事業者（第四十四条第一項の指定の申請者を含む。）」を「当該再処理事業者（第四十四条第一項の指定の申請者を含む。）」又は当該廃棄事業者（第五十二条の二第一項の許可の申請者を含む。）に改め、同条第七項中「若しくは第五十条の二第二項」を「第五十条の二第二项、第五十二条の十七、第五十二条の十八第一項、第二項若しくは第四項若しくは第五十五条の二第二項」に、「加工事業者若しくは再処理事業者」百六十号）による審査請求をすることができる。

「加工事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者」に、「第五十九条の二第三項」を「第五十九条の二第四項」に、「若しくは第五十条の二第一項」を「第五十条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十二条の十一、第五十二条の十三第二項若しくは第五十二条の二十第二項」に改め、「第六十一条の三第四項」の下に「若しくは第五項」を加え、同条第八項中「第五十九条の二第三項」を「第五十九条の二第四項」に改め、同条第九項中「第五十九条の二第三項」を「第五十九条の二第二項」に改め、「又は再処理事業者」を「又は廃棄事業者」に改め、同条に次の二項を加え。

「及び第四十六条の五第一項」を、「第四十六条同項第五号中「並びに第三十三条第一項」を、「第三十三条第一項」に改め、「運転の停止の命令」下に「並びに第五十一条の十四第一項の規定による許可の取消し及び同条第二項の規定による許可の取消し又は事業の停止の命令」を加え、同条第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第三項中「第六十八条第一項及び第三項」を「第六八条第三項及び第四項」に改める。

第七十五条中「政令で定めるところにより、」を「実質を勘案して政令で定める額の」に改め、同条第二号中「第四十四条の四第一項」の下

「及び第四十六条の五第一項」を「第四十六条の五第一項及び第五十一条の十二第一項」に改め、同項第五号中「並びに第三十三条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、「第六十八条第一項及び第三項」を「第六十九条第一項」に改め、同条第二項の規定による許可の取消し及び同条第二項の規定による許可の取消し又は事業の停止の命令」を加え、同条第二項中「第五项」を「第六项」に改め、同条第八条第三項及び第四項」に改める。

第七十五条中「政令で定めるところにより、  
を「実費を勘案して政令で定める額の」に改め、  
同条第二号中「第四十四条の四第一項」の下  
「第五十二条の二第一項、第五十二条の五第  
一项、第五十二条の十九第一項」を加え、同条第  
号中「第十六条の二、第二十七条又は第四十  
一条」を「第十六条の二第一項若しくは第二項、  
二十七条第一項若しくは第二項、第四十五条第  
一项若しくは第二項又は第五十二条の七第一項若  
しくは第二項」に改め、同条第五号中「第二十八  
条」を「第二十九条第一項、第二十八条の二第一  
項、第四十六条第一項又は第五十五条の二第一  
項」を「第十六条の四第一項若しくは第四項、第  
二十八条第一項、第二十八条の二第一項若しく  
は第四项、第二十九条第一項、第四十六条第一  
项、第四十六条の二第一項若しくは第四项、第五  
条の十第一项、第五十五条の二第一项又は第五  
条の三第一项」に改め、同条中第七号を第八  
号を加える。

六 第五十二条の六、第五十八条の二(第六

む。)の運搬証明書の書換えを受けようとする者又は第五十九条の二第十項(第六十六条规定において運用する場合を含む。)の運搬証明書の再交付を受けようとする者の納めるものについては当該都道府県の、その他のものについては国庫の収入とする。

第七十六条中「前条」の下に「の規定(指定検査機関が行う検査又は指定廃棄確認機関、指定運搬物確認機関若しくは指定運搬方法確認機関が行う確認に係るものを除く。)」を加える。

第七十七条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二号中「又は第四十六条の七第二項」を、「第四十六条の七第一項又は第五十一条の十四第二項」に改め、同条第七号の二の次に次の二号を加える。

七の三 第五十一条の二第一項の許可を受けないで廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業を行つた者

七の四 第五十一条の十九第一項の許可を受けないで廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けた者

第七十八条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号の二中「第十六条の三第一項」の下に「又は第十六条の四第一項若しくは第四項」を加え、同条第四号中「第二十八条第一項」の下に「又は第二十八条の二第一項若しくは第四項」を加え、同条第六号中「第四十六条第一項」の下に「又は第四十六条の二第一項若しくは第四項」を加え、同条第六号の二の次に次の三号を加える。

六の三 第五十一条の五第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同

六の四 第五十一条の八第一項又は第五十一条の九第一項若しくは第四項の規定に違反して廃棄物管理施設を使用した者  
六の五 第五十一条の二十第一項の規定に違反した者  
第七十八条第八号中「第五十五条の二第一項」の下に「又は第五十五条の三第一項」を加える。  
第七十八条の二中「三十万円」を「五十万円」に改める。  
第七十八条の三中「情報処理業務」の下に「又は第六十一条の三十七（第六十一条の四十一第三項、第六十一条の四十二第三項及び第六十一条の四十三第三項において運用する場合を含む。）の規定による検査の業務、廃棄確認の業務、承認容器による運搬物に係る確認の業務若しくは運搬方法確認の業務」を、「指定情報処理機関」の下に「又は指定検査機関等」を加え、「三十万円」を「五十万円」に改める。  
第七十九条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第五十条第一項」の下に「第五十一条の十八第一項若しくは第二項」を加え、同条第二号中「第五十条第三項」の下に「第五十五条の十八第四項」を加え、同条第三号中「第四十九条」の下に「第五十二条の十七（第六十一条の二の二第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「若しくは第五十九条の二第三項」を「又は第五十九条の二第四項」に改め、「又は第五十九条の二第五項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同

条第四号の二の次に次の一号を加える。  
四の三 第五十一条の六の規定による確認を受けないで廃棄物埋設を行つた者  
第七十九条第五号の三中「第五十九条の二第四項」を「第五十九条の二第五項」に改め、同条第六号の四中「第六十一条の二の二第四項」を「第六十一条の二の二第五項」に改め、同号を同条第六十二条の二の二第五項に改め、同号を同条第五号の五とし、同条第五号の三の次に次の一号を加える。  
五の四 第五十九条の二第八項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者  
第八十条中「十万円」を「二十万円」に改め、  
同条第一号中「第四十七条」の下に「第五十一条の十五」を加え、同条中第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。  
一の二 第五十九条の二第十一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による警察官の停止命令に従わざ、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は第五十九条の二第十一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従わなかつた者  
第八十条第二号中「使用した者」を「使用し、又は同条第五項の規定による届出をしないで国際規制物資を廃棄した者」に改め、同条第五号中「第六十七条」を「第六十七条第一項」に改め、「第六十八条」を「第六十八条规定」に改め、同条第七号中「第六十八条第七項」を「第六十八条第八項」に改める。  
第八十条の二中「十万円」を「二十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八十条の三 次の各号の一に掲げる違反がある場合には、その違反行為をした指定検査機関等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六十一条の三十六（第六十一条の四十一第三項、第六十一条の四十二第三項及び第六十二条の四十三第三項において準用する場合を含む。）の許可を受けないで検査の業務、廃棄確認の業務、承認容器による運搬物に係る確認の業務又は運搬方法確認の業務の全部を廃止したとき。

二 第六十一条の三十八第一項（第六十一条の四十一第三項、第六十一条の四十二第三項及び第六十二条の四十三第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 第六十一条の三十八第二項（第六十一条の四十一第三項、第六十一条の四十二第三項及び第六十二条の四十三第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

四 第六十七条第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第六十八条の二の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第六十二条中「五万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「若しくは第四十六条の三」を、第四十六条の三若しくは第五十一条の十一に改め、同条第四号の次に次の二号を加える。

## 四の二 第五十一条の二十第二項の規定による届出を怠つた者

第八十三条中「第四十六条の六第二項」の下に「第五十一条の五第二項、第五十一条の十三第二項」を加え、「三万円」を「五万円」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## (経過措置)

第二条 この法律による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「旧法」という。）の規定による認可又は検査の合格で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるこの法律による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新法」という。）の規定による認可又は検査の

可又は検査の合格とみなす。

旧法第十六条の二の規定による認可	新法第十六条の二の規定による認可
旧法第十六条の三第三項の規定による認可	新法第十六条の二第一項の規定による認可
旧法第二十七条の規定による認可	新法第二十七条の三第一項及び第二十八条の二第二項の規定による認可
旧法第二十九条の規定による認可	新法第二十九条の二第一項及び第五十五条の二第一項の規定による認可
旧法第三十条の規定による認可	新法第三十条の二第一項及び第五十五条の二第一項の規定による認可

旧法第四十六条第一項の規定による検査の合格	新法第四十六条第一項及び第四十六条第二項の規定による検査の合格
旧法第五十五条の二第一項及び第五十五条の二第二項の規定による検査の合格	新法第五十五条の二第一項及び第五十五条の二第二項の規定による検査の合格

## 2 この法律の施行の際現に旧法第十六条の二、第二十七条又は第四十五条の規定による認可についてされている申請は、それぞれ新法第十六条の二及び第十六条の四第二項、第二十七条规定による認可又は新法第十六条の二第二項又は第四十六条の二第二項の規定による認可についてされた申請とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第十六条の二第二項又は第四十六条の二第二項若しくは第五十五条の二第一項の規定による検査についてされている申請は、それぞれ新法第十六条の二第一項及び第十六条の四第一項若しくは第五十五条の二第一項及び第五十五条の二第一項の規定による検査についてされた申請とみなす。

4 この法律の施行前に開始された旧法第二十九条第一項若しくは第四十六条の二第一項の規定による検査又はこの法律の施行の際現に申請されている旧法第五十九条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認については、新法第七十五条第一項

含む。）の規定による届出をした者が行う当該届出に係る核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬については、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 前各項に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（原子力損害の賠償に関する法律の一部改正）

第三条 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）の一部を次のよう

に改正する。

第二条第一項中「附隨して」を「付隨して」に、「次項」を「第五号」に、「貯蔵又は廃棄」を「又は貯蔵」に改め、同項に次の二号を加える。

五 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（次項及び次条第二項において「核燃料物質等」という。）の廃棄

4 この法律の施行前に開始された旧法第二十九条第一項若しくは第四十六条の二第一項の規定による検査又はこの法律の施行の際現に申請されている旧法第五十九条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認については、新法第七十五条第一項の規定は、適用しない。

二の三 規制法第五十一条の二第一項の許可を受けた者

（原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正）

旧法第四十五条の規定による認可

新法第二十九条の二第一項及び第二十八条の二第二項の規定による認可

新法第二十九条の二第一項及び第五十五条の二第一項の規定による認可

新法第七十五条第一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可

旧法第四十五条の規定による認可

新法第二十九条の二第一項及び第二十八条の二第二項の規定による認可

新法第二十九条の二第一項及び第五十五条の二第一項の規定による認可

新法第七十五条第一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可

(昭和三十六年法律第四百四十八条)の一部を次の  
ようにより改正する。

第十五条第一項第四号中「第四十八条」の下  
に「第五十一条の十六」を加える。

〔馬場富君登壇、拍手〕

○馬場富君 ただいま議題となりました法律案につきまして、科学技術特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、原子力の研究、開発及び利用の進展に伴つて生ずる核燃料物質または核燃料物質によつて汚染された物の廃棄に関し十分な安全確保を図りつゝこれを計画的に進めるため、廃棄物理設及び廃棄物管理の事業について許可制度を設けるなど、その規制に関し所要の規定の整備を行つた。また原子力施設の検査、核燃料物質の運搬の確認等の規制を円滑に実施するため、指定機関に溶接検査等を行わせることができるようにするなど所要の規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、電気事業者等の発生者責任の担保、低レベル放射性廃棄物の陸地処分の安全性、高レベル放射性廃棄物の処理処分技術の開発、海外への再処理委託に伴う返還廃棄物対策、青森県の核燃料サイクル施設の立地問題及び原子炉の安全確保対策等広範にわたり質疑が行われ、さらに学識経験者及び地元関係者による参考人の意見聴取を行うなど、長時間にわたる熱心な審議が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して稻村理事、日本共产党を代表し

て佐藤委員から、それぞれ反対、また、自由民主党・自由国民会議を代表して志村理事、公明党・国民会議を代表して塙出理事、民社党・国民連合を代表して山田委員から、それぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、放射性廃棄物の処理処分が適切かつ確実に行われるための七項目にわたる附帯決議案が提出され、賛成多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔替野久光君登壇、拍手〕

○替野久光君 本案に対し、討論の通告がござります。发言を許します。替野久光君。

以下、反対理由を要約して申し述べます。  
まず第一の理由は、放射性廃棄物について発生者責任の原則を放棄していることであります。

現行法では、原子力発電所等で発生する放射性廃棄物の安全確保に関する責任は、その廃棄物の発生者すなわち原子力発電所の場合は電気事業者にあります。しかし、本法律案は廃棄の事業に分け、原子力発電所を埋設及び管理の事業に分け、原子力発電所の責任を廃棄事業者に負わせようとするものであります。すなわち、廃棄事業者を法的に公

認し、放射性廃棄物の保管及び処分の委託を認め、事故時の損害賠償責任までを廃棄事業者にゆだねてしまうというものであります。これでは、発生者である電気事業者は一定の費用を払いさえすれば、その負担すべき不確定かつ長期の費用負担から解放されるとともに、経済的、技術的基本な弱い廃棄事業者に安全管理の責任を押しつけ、それが出てくる可能性があります。

発生者責任の原則は、公害対策基本法や現行の廃棄物処理法の公害法則を貫く基本原理であります。現在、この原則を放棄する理由は全くなく、このことはまた放射性廃棄物の発生を可能にしません。したがって、発生者責任の原則はあくまでこれを貫くとともに、国による厳重な監督制度の法制化が望まれるのであります。

第二は、廃棄の事業として、低レベル放射性廃棄物の埋設が認められるということです。これは、今まで原子力発電所の敷地内での保管だけが許されてきたドラム缶詰めの低レベル放射性廃棄物を、地下の浅いところに埋め捨ての処分を認めるということを意味しており、極めて重大な問題であります。このような処分は、現在のところ、科学的にも技術的にも十分にその安全性が保障されておらず、地下水汚染が生じたら取り返しがつきません。また、本法律案では、埋設につ

するだけであり、施設の設計、工事の認可、使用前の検査及び埋設後の定期検査等の規定がない、埋め放しにすることは許されないのであります。

政府は、この埋設処分に関して、低レベル放射性廃棄物を区分けする方針を明らかにしておりますが、最大の問題点は、無拘束限界値という区分けを導入し、大量の放射性廃棄物を一般産業廃棄物並みに処分できるようにする、いわゆるすそ切りが含まれることであります。まだこの基準値をどうするかは国際的にも結論は出されておらず、今後、原子力安全委員会等で検討し、決定するものとされています。結論が出ていないのに何よりもされおり、それが今法制定を急ぐのか、どうしても納得できないことがあります。

第三は、放射性廃棄物の管理の事業を認めていることになります。これは、今までの高レベル放射性廃棄物には、高レベル放射性廃棄物及び超ウラン元素が入ることになります。しかし、本法律案では高レベル放射性廃棄物のガラス固化体の健全性や内容物の健全性をチェックする条項は一切ありませんし、キャニスターに廃棄物封入後の溶接部分についての完全性の検査が不可能であることも法案審議の過程で明らかになっております。また、英仏からの返還廃棄物の仕様も発表されていないのに、今法制定を急ぐ必要は全くないであります。こうした点からも危険な法律案と言わざるを得ません。

第四は、本法律案は、政令や府令への委任事項が多いこと 것입니다。  
例えば、放射性廃棄物の埋設及び管理の具体的な内容はすべて政令で定めるときれています。しか

し、これではどのような種類の廃棄物が処理処分されるのか、国民は全くわからないのであります。政令は法律案と一緒にその内容が示されるべきであり、中身が明確にされないままの法案審査は国会審議を空洞化させてしまうことになります。また、このことは、原子力基本法の自主、民主、公開の精神に反するものであり、少なくとも重要な点が政令の委任事項になつていることは本法律案の重大な欠陥であると指摘せざるを得ません。

第五は、現行法では、国の原子力検査官に行われている検査のうち、再処理や廃棄物管理等の施設の溶接検査業務及び廃棄物埋設や運搬物の確認等についても民間の指定機関に代行させようとしていることがあります。

原子力施設や廃棄物の埋設、運搬は、国が時間と費用をかけて、みずからが厳重に検査、確認することが安全管理には必要なのであります。これまでにも再処理工場では、溶接部分の欠陥による重大な事故、故障が相次いだこともあります。検査代行制度は安全確保に逆行するものと言わざるを得ません。

第六は、放射性廃棄物の処理処分の目途もないまま、原子力産業は巨大化し、トイレなきマンションと言われる原子力発電の放射性廃棄物が住民の意思を無視して青森県六ヶ所村や北海道幌延町に押しつけられようとしていることになります。

電気事業連合会は、本法律の制定を待たずして、青森県六ヶ所村に核燃料サイクル施設を建設して

力を得るよう努めること。

二 退職希望職員に対する特別給付金の給付については、運用上、一層の配慮を行うこと。

三 退職希望職員の募集に当たつては、再就職先の確保を期すとともに、当該職員の意思を十分尊重して行うこと。なお、移転等に伴う住宅及び就学問題などに配慮すること。

四 国鉄の駅の無人化に当たつては、ホームの構造、保安施設の整備状況等につき安全性を確認して行うこと。

右決議する。

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年五月六日

参議院議長 木村 隆男殿

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律案

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律案

第一条 この法律は、昭和六十一年度において、日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法(昭和五十八年法律第五十号)第

三条に規定する日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講すべき特別措置として、日本国有鉄道の長期資金に係る債務の負担の軽減及び日本国有鉄道の職員の退職の促進を図るための特別措置を定めるものとする。

(一般会計による未償還特定債務の承継等)

第二条 政府は、昭和六十一年三月三十一日において、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法(昭和五十五年法律第二百十一号)以下「特別措置法」という。)第十八条に規定する特定債務(同日までに償還されたものを除く。以下「未償還特定債務」という。)及び未償還特定債務に係る同

日において支払うこととなつてゐる利子に係る債務を、一般会計において承継する。この場合において、当該承継に係る未償還特定債務の償還条件のうち償還期限及び据置期限(以下「償還期限等」という。)について、政令で定めるところによる。

二 政府は、前項の規定により未償還特定債務を一般会計において承継したときは、その時ににおいて、日本国有鉄道に対し、未償還特定債務の額に相当する額の長期の資金を無利子で貸し付けたものとする。

3 前項の規定による貸付金の償還に關し必要な事項は、政令で定める。

4 日本国有鉄道は、第二項の規定による貸付金に係る債務の処理に係る計理については、特別措置法第二十条に規定する特定債務整理特別勘定において整理しなければならない。この場合において、同条中「第十八条の規定により貸付けを受けた長期の資金」とあるのは、「第十八条の規定により貸付けを受けた長期の資金及び日

本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律案

に昭和六十一年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第二号)第二条第二項の規定により貸し付けたものとされた資金とする。

(無利子貸付金の償還条件の変更)

第三条 政府は、特別措置法第二十三条の政令で定める債務のうち政令で定めるものについて、同条の規定に基づき延長された償還期限等を更に五年以内において延長する旨の特約をすることができる。

(特別給付金の支給)

第四条 日本国鉄道総裁は、職員(日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第二十

六条第一項に規定する日本国有鉄道の職員をい

う。次項第三号及び第七条を除き、以下同じ。)

が業務量に照らし著しく過剰である状態を緊急に解消するため、退職を希望する職員の募集を行ふ場合において、五十五歳未満の職員がこれに応じて退職を申し出たときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者について退職を希望する職員である旨の認定を行ふことができる。

第五条 特別給付金の額は、退職の日ににおけるそ

の者の給与のうち一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に規定す

る俸給、扶養手当及び調整手当に相当するもの

の月額の合計額に十を乗じて得た金額とする。

(特別給付金の返還等)

第六条 特別給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、

その者は、運輸省令で定めるところにより、そ

の支給を受けた特別給付金に相当する金額を日本国有鉄道に返還しなければならない。

一 その支給に係る退職をした日から起算して一年以内に職員、常勤の国家公務員若しくは

地方公務員又は特殊法人等職員となつたと

き。

二　国家公務員等退職手当法第十二条の二第一項の規定により支給を受けた一般の退職手当等の全部又は一部を返納させられることとなつたとき。

2　日本国有鉄道は、特別給付金の支給を受けることができることとなつた者であつてその支給を受けていないものが前項各号のいずれかに該当することとなつた場合には、第四条第二項の規定にかかわらず、その者に対し、特別給付金を支給しない。

(特別の配慮)

第七条　国は、日本国有鉄道の職員が著しく過剰である状態を緊急に解消するための措置が円滑に実施されるよう退職する職員の就職のあつせん等及び特別給付金の支給に必要な資金の確保について特別の配慮をするものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔鶴岡洋君登壇、拍手〕

○鶴岡洋君　ただいま議題となりました日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国鉄の経営の現状にかんがみ、昭和六十一年度において、その経営する事業の運営の改善のために緊急に講ずべき措置として、国鉄の長期債務に係る負担の軽減及び国鉄職員の退職の促進を國ろうとするものであります。その主な内容は、第一に、国鉄の長期債務に係る負担の軽減を國るため、政府は、資金運用部が国鉄に貸し

付けている資金に係る債務のうち、既に棚上げ措置を講じている特定債務五兆円余を一般会計に承認されることとし、一般会計は同額の資金を国鉄に対し無利子で貸し付けたものとするほか、現在国鉄に貸し付けている一定の無利子貸付金に係る債務の償還期限等の延長について必要な措置を講じること。第二に、国鉄職員の退職の促進を國るため、国鉄の行う退職希望職員の募集に応じて退職を申し出、認定を受けた職員が昭和六十一年度中に退職したときは、その者に対し基準内賃金の十カ月分相当額の特別給付金を支給する等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党安恒理事より反対、自由民主党・自由国民会議吉村理事より賛成、日本共産党橋本委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、安恒理事より、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民党会議、民社党・国民連合の共同提案に係る退職希望職員に対する特別給付金の給付、再就職の確保等に一層配慮することなど四項目から成る附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君)　本案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。安恒良一君。

〔安恒良一君登壇、拍手〕

○安恒良一君　私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました法案に対し、反対の討論を行ふものであります。

冒頭、私は、現在政府が進めようとしております国鉄改革の基本的な方について、議会制民主主義の根幹に抵触する極めて重大な誤りがあることを指摘せざるを得ません。

現在の国鉄が鉄道としての機能そしてその経営、さらに国鉄及び国鉄関連事業に働く労働者の雇用までもが危機的な状況にあることははやくもありません。したがって、今こそ過去の再建計画の失敗の原因を十分反省し、国鉄をここまで危機的な状況に陥れた原因を探り、その改善を図らなければなりません。政府及び国鉄当局は、広く国民に国鉄改革の基本的な方向を問いつゝ多くの国民の英知を結集して国鉄再建のための改革に真摯に取り組まなければならないことは自明の理であります。

しかるに政府は、国鉄改革は一刻猶予も許されないということのみを強調し、国民からかけ離れた密室審議すべてを決定し、しかも国会審議の始まる前から大々的に宣伝し、既成事実をつくり上げていくやり方、国民には何も具体的な判断材料を提供せず結論だけを押しつけるやり方、これこそ国民の合意形成のルールを踏みにじる行為であり、民主主義の否定と言わざるを得ません。

国鉄改革に対する国民の合意を拒絶する中曾根内閣の姿勢強く反対をし、以下、数点にわたり反対の理由を述べます。

第一に、今回提案をされました国鉄改革の基調

は、鉄道事業における経済的効率性追求一辺倒、つまり何が何でもうかればよいに流されており、そこには鉄道の果たすべき公共的な役割や、

総合交通政策への配慮が全く欠落しているという点であります。

鉄道は通勤、通学、通院などの日常生活の基盤であり、生産物の輸送手段あるいは災害発生時の緊急対処の手段としても重要な役割を果たしていることはだれもが認めることができます。国鉄はいろいろな問題を抱えながらも、現在においてこれらの鉄道輸送サービスを提供しています。

これが政府は、交通市場競争に勝てる見込みのある部分だけを残して、それを民間会社にすればよいとしているのです。この方法ではすべての国民に福利を与える鉄道として国鉄を再建することは望めません。高齢者、病弱者、低所得者、自家用自動車を持たない人々の交通手段を確保しつつ、すべての国民の移動の手段を確保するためにも、また大量、安全、クリーン、省エネルギー型の輸送手段としての鉄道を将来に向け発展させるためにも、あるいはまた全国の鉄道輸送網の計画的維持、整備、地域の開発を進めるためにも、経済的効率性追求一辺倒の考え方は根本的に誤りと言わなければなりません。

第二に、国鉄再建に当たって解決しておかなければならぬ国鉄の長期債務等の処理について、政府が全くの糊塗策でござるとしている点であります。

我が党は、本法案の審議に当たって、長期債務の処理の仕方や国民負担に係る財源措置の具体的な方法を明らかにすべきことを政府に訴えてまいりましたが、政府は、ことしの一月二十八日の閣議

決定において解決済みであるとの答弁を繰り返すばかりであります。一月二十八日の閣議決定のう

ち具体的な措置と言えるものは、本法案に規定する棚上げ債務の一般会計承継だけであります。国民が最も知りたい長期債務全体の処理、財源対策を将来に先送りし、全くその場限りの対応で通り過ぎようとしているのがその主な内容であります。

ここに、政府の進める分割・民営の国鉄改革案がその第一歩において破綻を来していることが明らかであると言わなければなりません。私は、

そうした政府の対応には反対せざるを得ません。ここに、政府の進める分割・民営の国鉄改革案がその第一歩において破綻を来していることが明らかであると言わなければなりません。私は、

第三は、長期債務の根本原因は、政府・自民党が国鉄の財政状態とは無関係に、大企業の景気回復策として膨大な設備投資を押しつけ、しかもすべて国鉄の借金で賄い、赤字を単年度で処理をせず、毎年度累積させてきたためであります。したがって、国民の負担を求める前に政府の責任を明確にすることこそが先決であります。國民に負担を押しつける本法案には賛成できません。

第四は、余剰人員なるものの積算根拠が全くでたらめな点であります。

政府の改革案では、余剰人員九万三千人のうち、二万人を本法案について希望退職を募り、十九ヶ月の割り増し手当を支給しようとしておりますが、そもそも九万三千人を余剰人員とする根拠は全く納得できないものであります。しかも、余剰人員が九万三千人も発生するという重大な事態にもかかわらず、政府や国鉄当局は一方的にこれを決定し、当該労働組合との交渉を一切否定していります。正常な労使関係を故意に妨げておる 것입니다。正常な労使関係を故意に妨げておるといふとしか思われません。まず政府は、余剰人員の積算根拠につき、國民が納得できる説明をすべ

きであります。同時に、労働側に十分な意見を聞こえどから再出発すべきであります。政府が今行

おうとしている国鉄改革は、雇用主たる国の都合により一方的に労働者にしわ寄せを行っているものにはなりません。私は、これらの違法な人員整理の強行を断じて許せません。

第五は、希望退職の募集を進めながら再就職先の確保が極めて不十分な点であります。

六十一年度において政府は二万人の希望退職を募ることを予定しておりますが、再就職受け入れ先の確保は、六十一年度だけを限つてみると一人程度しかありません。残りの一万人は民間で対応することになりますが、円高等の経済情勢からその確保は非常に困難な状態にあるのであります。実は職員の受け入れ先はないというのが政府の進めていた余剰人員対策の実態であります。政府は国鉄職員を路頭に迷わせないと宣言不一致そのものと言わざるを得ません。

最後に、明治時代から巨額な國の予算を投入し、地域住民などの協力によって今日まで曾々と築かれてきた国鉄を、真に国民生活の福利に資するものとして再生させるための改革を目指すためには、幅広い国民の合意を形成した上で、納得のいく形でこれを行う必要があることを重ねて強く訴えます。我が党は、国鉄のあり方をめぐって、これまで全国各地において多くの國民とともに真剣な討論を行い、意見を集約し、国鉄を再建するための具体的な国鉄改革法案を既に提出しております。政府は独善的な態度を改め、我が党の改革案を含め、あらゆる意見に真剣に耳を傾けることこそ最も必要であるということを指摘し、私の反対討論を終わりたいと思います。(拍手)

○議長(木村睦男君) 近藤忠孝君。

[近藤忠孝君登壇 拍手]

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、日本国有鉄道の經營する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講すべき特別措置案

に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

反対理由の第一は、本法案が、無謀な投資計画を国鉄に押しつけ、その經營を危機に陥れてきた歴代自民党政府の責任を一切棚上げし、専ら分割・民営に向けて国鉄解体を強行するための地ならしにすぎず、到底認めることはできないものであります。

反対理由の第二は、本法案は、二万人に上るいわゆる希望退職という名の首切りを強行し、労働者に重大な犠牲を強いることがあります。

そもそもその理由とされている余剰人員なるものは、国鉄の解体・分割・民営化を進めるため当局によつてつくり出されたものであり、国民本位の真の国鉄再建を図るならば全く必要がなくなるものであります。国鉄は、一九八一年

月、第二次佐藤内閣の運輸大臣として、みずから主宰した国鉄財政再建推進会議の意見書に基づいて、十年間の国鉄の設備投資枠を三兆七千億円に抑制するとの閣議決定がなされていました。この巨額の長期債務の原因となつた過大な設備投資については、そもそも中曾根総理自身、一九六九年九月、第二次佐藤内閣の運輸大臣として、みずから

赤字に陥つたのは一九七一年に至つてのことです。当時二兆六千億円程度であった国鉄の長期間債務は今日二兆兆円をはるかに超え、経営危機の最大の原因になつておるのであります。この巨額の長期債務の原因となつた過大な設備投資につけては、そもそも中曾根総理自身が今度

赤字に陥つたのは一九七一年に至つてのことであります。当時二兆六千億円程度であった国鉄の長期間債務は今日二兆兆円をはるかに超え、経営危機の最大の原因になつておるのであります。この巨額の長期債務の原因となつた過大な設備投資につけては、そもそも中曾根総理自身が今度

赤字に陥つたのは一九七一年に至つてのことであります。当時二兆六千億円程度であった国鉄の長期間債務は今日二兆兆円をはるかに超え、経営危機の最大の原因になつておるのであります。この巨額の長期債務の原因となつた過大な設備投資につけては、そもそも中曾根総理自身が今度

赤字に陥つたのは一九七一年に至つてのことであります。当時二兆六千億円程度であった国鉄の長期間債務は今日二兆兆円をはるかに超え、経営危機の最大の原因になつておるのであります。この巨額の長期債務の原因となつた過大な設備投資につけては、そもそも中曾根総理自身が今度

赤字に陥つたのは一九七一年に至つてのことであります。当時二兆六千億円程度であった国鉄の長期間債務は今日二兆兆円をはるかに超え、経営危機の最大の原因になつておるのであります。この巨額の長期債務の原因となつた過大な設備投資につけては、そもそも中曾根総理自身が今度

赤字に陥つたのは一九七一年に至つてのことであります。当時二兆六千億円程度であった国鉄の長期間債務は今日二兆兆円をはるかに超え、経営危機の最大の原因になつておるのであります。この巨額の長期債務の原因となつた過大な設備投資につけては、そもそも中曾根総理自身が今度

赤字に陥つたのは一九七一年に至つてのことであります。当時二兆六千億円程度であった国鉄の長期間債務は今日二兆兆円をはるかに超え、経営危機の最大の原因になつておるのであります。この巨額の長期債務の原因となつた過大な設備投資につけては、そもそも中曾根総理自身が今度

赤字に陥つたのは一九七一年に至つてのことであります。当時二兆六千億円程度であった国鉄の長期間債務は今日二兆兆円をはるかに超え、経営危機の最大の原因になつておるのであります。この巨額の長期債務の原因となつた過大な設備投資につけては、そもそも中曾根総理自身が今度

赤字に陥つたのは一九七一年に至つてのことであります。当時二兆六千億円程度であった国鉄の長期間債務は今日二兆兆円をはるかに超え、経営危機の最大の原因になつておのであります。この巨額の長期債務の原因となつた過大な設備投資につけては、そもそも中曾根総理自身が今度

赤字に陥つたのは一九七一年に至つてのことであります。当時二兆六千億円程度であった国鉄の長期間債務は今日二兆兆円をはるかに超え、経営危機の最大の原因になつておのであります。この巨額の長期債務の原因となつた過大な設備投資につけては、そもそも中曾根総理自身が今度

赤字に陥つたのは一九七一年に至つてのことであります。当時二兆六千億円程度であった国鉄の長期間債務は今日二兆兆円をはるかに超え、経営危機の最大の原因になつておのであります。この巨額の長期債務の原因となつた過大な設備投資につけては、そもそも中曾根総理自身が今度

赤字に陥つたのは一九七一年に至つてのことであります。当時二兆六千億円程度であった国鉄の長期間債務は今日二兆兆円をはるかに超え、経営危機の最大の原因になつておのであります。この巨額の長期債務の原因となつた過大な設備投資につけては、そもそも中曾根総理自身が今度

赤字に陥つたのは一九七一年に至つてのことであります。当時二兆六千億円程度であった国鉄の長期間債務は今日二兆兆円をはるかに超え、経営危機の最大の原因になつておのであります。この巨額の長期債務の原因となつた過大な設備投資につけては、そもそも中曾根総理自身が今度

破局にまで突き進んできたのであります。それにもかかわらず、中曾根内閣が、総理みずからが直

接かわってきた国鉄の財政破綻の政府の責任を棚に上げ、分割・民営化のための国鉄再建監理委員会の答申をしきの御旗として、国鉄解体のための一連の法案を提出し、国鉄の解体と地方ロード

カル線の切り捨てなどを強行することは断じて許せないのであります。本法案はまさにそのための確保が極めて不十分な点であります。

第六十一年度において政府は二万人の希望退職を募ることを予定しておりますが、再就職受け入れ

の確保が極めて不十分な点であります。

明白であります。昨年八月の日航機墜落事故を想起するまでもなく、国鉄の人減らし合理化が重大な事故の発生につながる危険をはらむものであることをこの際厳しく警告するものであります。

今、国鉄の職場では、分割・民営化による新会社への移行を前提として、進路調査や広域配転、

勤務評定による選別作業など、いわゆる余剰人員対策が既成事実として進められております。その自殺が多く発している事が如実に物語っているのであります。しかも、国鉄当局はこれに対し、「職員自殺の報告方について」という統一書式の報告書作成まで指示しており、自殺を当然視して、これを前提とするという驚くべきことが起きているのです。我が党は、このように非情で人道に反する人減らし策の強行に厳しく抗議するものであります。

本法案は、このような事態を一層促進するため、危険なホーム要員の廃止など必要な要員配置までを机上計算で一方的に削減し、それを余剰人員と称して希望退職という名目で首切りを行ふものであり、絶対に認められないのです。しかも、希望退職を募るといいながら、労働条件の根幹にかかる首切り雇用問題や広域配転といふ労働条件の重大な変更について労働組合との団体交渉さえ認めず、職場では差別や処分の乱発で單制的支配をつくり出し、問答無用式に合理化を强行しようとしておるのであります。このような事態は、一九四九年、アメリカ軍占領下の悪名高い二十八条、公労法八条を真っ向からじゅうりんし、団結権を破壊する違法な不當労働行為であつ

て、断って許せないのです。

反対理由の第三は、本法律案に盛り込まれた長期債務対策が、国民の求める真の国鉄再建のためでなく、分割・民営化という名の国鉄解体のためのものにすぎず、必要な抜本的解決策が全くないということ由此可见ります。

いのであります。かかる重要法案を委員会で十分な審議を尽くすことなく強行したやり方に断固抗議し、反対討論を終わります。（拍手）

○議長(木村陸男君) これより採決をいたします。

「賛成」を起立で示す。

○賛成者起立

○議長(木村謙男君) 過半數と読みます。

本日はこれにて散会いたします

午前十時五十一分散会

1

出席者は左のとおり。

議長 木村 隆男君  
副議長 可其根 登高

議員

中野 鉄造君  
糸田 真子君  
矢原 秀男君  
坂山 勇子君

大川 清幸君

鶴岡 洋君

中野 明君

飯田忠雄君  
山田勇君

鹽出 啓典君

和田 教美君

田代富士男君

卷之三

高桑 鈴木	秦野 章君	夏目 中西
一弘君	榮松君	珠子君
白木義一郎君	伏見 康治君	忠雄君
徳永 正利君	関 嘉彦君	文造君
木本平八郎君	下村 泰君	高木健太郎君
青島 幸男君	浦田 勝君	藤井 恒男君
宮島 裕君	岡野 幸男君	田中 正巳君
村上 滉君	森下 泰君	中山 千夏君
仲川 正邦君	佐々木 満君	喜屋武真榮君
藤井 孝男君	長谷川 信君	石井 一二君
幸男君	山東 昭子君	青木 茂君
堀内 俊夫君	斎藤栄三郎君	海江田鶴造君
遠藤 要君	源田 美君	大浜 方栄君
土屋 平井	植木 光教君	小島 静馬君
松尾 卓志君	吉川 義彦君	石井 一二君
藤田 石井	芳勇君	内藤 功君
吉川 道子君	榮君	北 修二君
藤田 清君	芳勇君	澤田 健君
吉川 博君	吉川 博君	坂野 重信君
前島英三郎君	添田増太郎君	大鷹 淑子君
板垣 正君	吉川 博君	上條 勝久君
岩勤 修治君	大坪健一郎君	熊谷太三郎君
道行君	中村 太郎君	中村 太郎君
修治君	藏内	藏内

昭和六十一年五月二十一日

号議長の報告事項

六六六



官 報 (号 外)

大蔵委員 辞任 福岡日出麿君 伊江 朝雄君 宮島 涼君 鈴木 和美君 山田 譲君 文教委員 辞任 矢田部 理君 社会労働委員 辞任 瀬谷 英行君 農林水産委員 辞任 水谷 力君 下田 京子君 商工委員 辞任 梶原 敬義君 井上 計君 運輸委員 辞任 藤田 栄君 山崎 竜男君 和田 静夫君 伊藤 郁男君 通信委員 辞任 片山 基市君 添田増太郎君 片山 基市君 補欠 中西 一郎君 謹 通信委員 辞任 片山 基市君 添田増太郎君 片山 基市君 補欠 中西 一郎君 謹 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律案(閣法第八三号)審査報告書 法律案(閣法第八二号)審査報告書 預金保険法及び準備預金制度に関する法律案(衆第二号)審査報告書 部を改正する法律案(閣法第八二号)審査報告書	補欠 出口 廣光君 藤田 栄君 山崎 竜男君 丸谷 金保君 片山 基市君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 同日議長において選任した理事は次のとおりである。 内閣委員会 理事 太田 淳夫君 (太田淳夫君の補欠) 農林水産委員会 理事 菅野 久光君 (菅野久光君の補欠) 通信委員会 理事 片山 基市君 (片山基市君の補欠) 同日委員長から次の報告書が提出された。 原子力の平和的利用における協力のための日本 国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締 結について承認を求めるの件(閣第三号)審査 報告書 地方自治法の一部を改正する法律案(衆第二 号)審査報告書 いわゆる「スペイ天国」論に関する質問主意書 右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提 出する。	建設委員 辞任 工藤万砂美君 志村 哲良君 後藤 正夫君 エネルギー対策特別委員 辞任 後藤 正夫君 松前 達郎君 福間 知之君 小笠原貞子君 佐藤 昭夫君 藤田 正明君 神谷信之助君 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員喜屋武真榮君提出いわゆる「スペイ 天国」論に関する質問に対する答弁書 同日内閣から、公害対策基本法第七条第一項の規 定に基づく昭和六十年度公害の状況に関する年次 報告及び同法第七条第二項の規定に基づく昭和六 十一年度において講じようとする公害の防止に關 する施策についての文書を受領した。 いわゆる「スペイ天国」論に関する質問主意書 右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提 出する。	中曾根總理は、衆參両院の本会議及び予算委員 会など公式の場で、「日本ぐらいスペイ天国はな いのだ」と繰り返し喧伝してきた。 私は、本年二月五日提出の質問主意書で、總理 のいう「スペイ天国」とは、具体的にどうじうこと を指しているのか、また、日本がその「スペイ天 国」であるという事実を実証的に示されたいとの お尋ねをした。 これに対する答弁書(内閣參質一〇四第一〇号) は、「我が国では、現行法制上いわゆるスペイが 自由に活動し得る余地があり、これを「スペイ天 国」と称することが可能である。」と述べている。 これは、中曾根總理が声高に述べる「スペイ天 国」論の説明としては、いかにも迫力不足であり、 私のお尋ねしたことと、正面からお答えいただき たとは、到底思えない。 そこで、前記答弁書の内容に沿つて、更に具体 的に質問する。 一、国内の各種法令に違反すれば、一般の国民と 同様に検挙を受けるわけではなくと思われる が、答弁書のいう「現行法制上いわゆるスペイ が自由に活動し得る余地があり」とは、具体的 にはどういうことを指しているのか。 二、国内の各種法令に違反すれば、いわゆる「ス ペイ」である人も、いわゆる「スペイ」でない人 も、検挙を受ける。 ところで、日本国憲法は、言論、出版、その 他の表現の自由をはじめとして、国民の基 本的人権を保障している。
--	--	---	---

そこで伺うが、答弁書のいう「現行法制上いわゆるスパイが自由に活動し得る」とされる領域は、表現の自由をはじめとして憲法が国民に保障する法領域と密接不離の関係にあるのではないか。

三 中曾根総理が繰り返し述べる「スパイ天国」の例証として、答弁書は、「戦後我が国において検挙された各種のスパイ事件は、六十件余に達している」とことをあげる。

果たして、日本が「スパイ天国」と呼べるのかどうか、政府の把握しているこれら六十件余のスパイ事件の件名(通称)、検挙年月日及び事件の概要を関係国別に明らかにされたい。

四 日本国憲法施行後、今日までの間において、現行法制では国家秘密の保護という観点から十分対処し得なかつた「スパイ行為」の事例があれば、明らかにされたい。なお、なければならない旨を明らかにされたい。

右質問する。

昭和六十一年五月二十日  
内閣総理大臣 中曾根康弘  
参議院議長 木村 陸男殿  
参議院議員喜屋武真榮君提出いわゆる「スパイ天国」論に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一 活動に関連して行われる行為が各種法令に違反し、それによつて処罰されるとしても、法定刑が軽いことなどからスパイ行為に対する法規制として必ずしも十分とは言い難い場合がある上、例えば、国家秘密の探知、収集に関しては、その手段、方法のいかんによつては処罰することができないなど現行法令で対処し得ない場合も存するところである。このような我が国の現状をとらえ、「現行法制上いわゆるスパイが自由に活動し得る余地がある」旨答弁したものである。

二について  
いわゆるスパイ活動をめぐる法規制については、表現の自由等の基本的人権を尊重する観点からも慎重に検討されるべきものであるが、いわゆるスパイによる国家秘密の探知、収集等の行為を処罰すること自体は、基本的人権の保障に何ら反するものではない。

三について  
別紙のとおりである。

四について  
我が国には、いわゆるスパイ行為一般を直接取り締まる法規がないことから、いわゆるスパイ事件が検挙されるのは、原則としてスパイ活動に関連して各種法令違反の事実を伴つた場合に限られることになる。

また、これら各種法令違反の事実により検挙された戦後のスパイ事件の中でも、特に国家秘密が外国に通報された事例等にあつては、それぞの処分にもかんがみ、現行法制では国家秘密の保護という観点から十分対処し得なかつたとする意見も存するところである。

別紙											
番号	性名(通称)	検挙年月日	事件の概要								
1	ソ連関係	昭和二七年一二月一〇日	ソ連抑留中スパイを強要された日本人が、ソ連船で北海道に密入国した事件。								
2	関三次郎事件	昭和二八年八月二日	樺太在住元日本人が、スパイ任務を帯び、ソ連船で北海道に密入国した事件。								
3	オダンタラ事件	昭和二九年一月二十四日	駐日ソ連大使館付武官から偽造旅券を渡された日本人が、研修生として来日し、研修先の企業でソ連留学生中スパイ工作を受けたインドネシア人を使い、外務省の秘書文書等を収集していた事件。								
4	ラストボロフ事件	昭和二九年五月一日	ア人が、研修生として来日し、研修先の企業でソ連船で北海道に密入国した事件。								
5	小林・コノ事件	昭和四六年七月二一日	無国籍の在日チニコスロヴァキア人が、駆逐艦付武官から偽造旅券を渡された日本人が、ソ連大使館付武官から偽造旅券を渡された。								
6	クブリッキー事件	昭和四九年二月一日	駆逐艦付武官から偽造旅券を渡された。								
7	第一幸与丸事件	昭和四九年二月四日	駆逐艦付武官から偽造旅券を渡された。								
8	マチャーピン事件	昭和五一年五月二二日	駆逐艦付武官から偽造旅券を渡された。								
9	ドリュー・ゴットリープ事件	昭和五一年五月二二日	駆逐艦付武官から偽造旅券を渡された。								
10	第一八和晃丸事件	昭和五一年五月二二日	駆逐艦付武官から偽造旅券を渡された。								
11	宮永・コズロフ事件	昭和五五年一月一八日	駆逐艦付武官から偽造旅券を渡された。								
12	第三五功洋丸事件	昭和五七年一二月二九日	駆逐艦付武官から偽造旅券を渡された。								

二 中國關係		13 第一二誠良丸事件	
番号	件名(通称)	検挙年月日	事件の概要
14 第五日東丸事件	昭和五九年一二月六日	昭和六〇年九月一八日	第一二誠良丸船長等が、北方領土周辺海域での操業を条件に、ソ連国境警備隊の指令し、令した情報を収集し、通報していた事件。
13 第一二誠良丸事件	昭和五九年一二月六日	昭和六〇年九月一八日	第五日東丸船長等が、北方領土周辺海域での操業を条件に、ソ連国境警備隊の指令し、令した情報を収集し、通報していた事件。
1 汪養然事件	昭和五一年一月二六日	昭和五一年一月二六日	中国からスペイ任務の命を受けたホンコンの貿易業者が、貿易業務を装つて数回来日し、産業技術関係の情報を収集しながら政治・経済・日本の操業を条件に、ソ連国境警備隊の指令し、令した情報を収集し、通報していた事件。
2 研究文献等中流出事件	昭和五三年六月二日	昭和五三年六月二日	中国から指令を受けた書籍商が、知り合いの電気公社職員等をつかまえて、在日米軍情報等を収集していた事件。
1 パイ事件	昭和二五年九月九日	昭和二八年九月九日	中国から職員等をつかまえて、在日米軍情報等を収集していた事件。
2 パイ事件	昭和二八年九月二〇日	昭和二八年九月二〇日	北朝鮮で工作員訓練を受けた在日工作員が、北朝鮮で工作員訓練を受けた在日工作員とともに密入国した事件。
3 第三次朝鮮スパイ事件	昭和三〇年六月二六日	昭和三〇年六月二六日	北朝鮮で工作員訓練を受けた在日工作員とともに密入国した事件。
4 弘昇丸事件	昭和三二年六月二十五日	昭和三二年六月二十五日	北朝鮮で工作員訓練を受けた在日工作員とともに密入国した事件。
5 第四次朝鮮スパイ事件	昭和三三年一〇月三〇日	昭和三三年一〇月三〇日	北朝鮮で工作員訓練を受けた在日工作員とともに密入国した事件。
6 滾事件	昭和三四年七月三一日	昭和三四年七月三一日	北朝鮮で工作員訓練を受けた在日工作員とともに密入国した事件。
7 浜坂事件	昭和三五年九月二九日	昭和三五年九月二九日	北朝鮮で工作員訓練を受けた在日工作員とともに密入国した事件。

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8 大寿丸事件
江戸川事件	神田事件	蒲田事件	寝屋川事件	一宮事件	本庄浜事件	三和事件	件董グループ事	酒田事件	件第二次能代事	件第一次能代事	解放号事件	昭和三七年七月二十四日
昭和四〇年八月二日	昭和四〇年三月一五日	昭和三九年一二月一五日	昭和三九年一〇月三一日	昭和三九年七月二九日	昭和三九年七月二十四日	昭和三九年七月一六日	昭和三九年五月一四日	昭和三八年五月二一日	昭和三八年五月一〇日	昭和三八年四月一日	大寿丸事件	昭和三七年七月二十四日
部員密の獲得工作等を行つていた事件。	我が國に定着している北朝鮮工作員と接觸し、暗号文書等を携行する工作員とを任務とした北朝鮮工作員が密入国した事件。	我が國に定着している北朝鮮工作員と接觸し、暗号文書等を携行する工作員とを任務とした北朝鮮工作員が密入国した事件。	我が國に定着している北朝鮮工作員と接觸し、暗号文書等を携行する工作員とを任務とした北朝鮮工作員が密入国した事件。	我が國に定着している北朝鮮工作員と接觸し、暗号文書等を携行する工作員とを任務とした北朝鮮工作員が密入国した事件。	我が國に定着している北朝鮮工作員と接觸し、暗号文書等を携行する工作員とを任務とした北朝鮮工作員が密入国した事件。	我が國に定着している北朝鮮工作員と接觸し、暗号文書等を携行する工作員とを任務とした北朝鮮工作員が密入国した事件。	我が國への潜入任務とした北朝鮮工作員が、韓国援助、我が國の防衛情報の収集及び対韓国工作を任務とした北朝鮮工作員が、無線機、暗号文書等を携行して密入国した後、日本人登録証明書を入手し活動していた事件。	我が國への潜入任務とした北朝鮮工作員が、韓国援助、我が國の防衛情報の収集及び対韓国工作を任務とした北朝鮮工作員が、無線機、暗号文書等を携行して密入国した後、日本人登録証明書を入手し活動していた事件。	南北朝鮮の統一工作を任務とした北朝鮮工作員が、補助工作員を獲得して活動していた事件。	南北朝鮮の統一工作を任務とした北朝鮮工作員が、補助工作員を獲得して活動していた事件。	無線機、暗号文書、米ドルを携行し、武装した北朝鮮工作員が、補助工作員を獲得して活動していた事件。	我が國の經濟、対北朝鮮貿易商社の情報収集等を任務とした二人の北朝鮮工作員が密入国を練り返しながら、在日朝鮮人を補助工作員として獲得し、アジト設営の準備をしていた事件。

## 官報(号外)

21	長田事件	昭和四〇年 八月三〇日	行た北朝鮮工作員が、韓國へ潜入を任務とし、密入国して潜伏していた事件。
22	杉並事件	昭和四一年七月二二日	我が國の政治・經濟・防衛情報の収集及び、通報していいた事件。
23	外務省スペイ事件	昭和四二年一月二三日	在日日本朝鮮人商工団体連合会政治部副部長が、外務省の事務官から秘密文書等を収集し、通報していいた事件。
24	東大阪事件	昭和四三年一月一八日	我が國の工作員一人を獲得して情報収集等を行つて、北朝鮮工作員が、韓國へ潜入した事件。
25	都島事件	昭和四四年一月二六日	北朝鮮工作員が、外務省の事務官から秘密文書等を収集し、通報していいた事件。
26	石原事件	昭和四五年一月一六日	北朝鮮工作員が、外務省の事務官から秘密文書等を収集し、通報していいた事件。
27	八王子事件	昭和四六年一月二三日	北朝鮮工作員が、外務省の事務官から秘密文書等を収集し、通報していいた事件。
28	足立事件	昭和四六年九月二二日	北朝鮮工作員が、外務省の事務官から秘密文書等を収集し、通報していいた事件。
29	水山事件	昭和四八年八月五日	北朝鮮工作員が、外務省の事務官から秘密文書等を収集し、通報していいた事件。
30	温海事件	昭和四八年九月二十五日	北朝鮮工作員が、外務省の事務官から秘密文書等を収集し、通報していいた事件。
31	中川事件	昭和四八年一二月二二日	北朝鮮工作員が、外務省の事務官から秘密文書等を収集し、通報していいた事件。
32	昭和四九年五月二〇日	件	北朝鮮工作員が、外務省の事務官から秘密文書等を収集し、通報していいた事件。

33	北総事件	昭和四九年六月二六日	北朝鮮で工作員訓練を受けた後、北朝鮮へ密出入口しようとした事件。
34	切浜事件	昭和四九年九月一九日	北朝鮮で工作員訓練を受けた後、北朝鮮へ密出入口しようとした事件。
35	鶴見寺尾事件	昭和五〇年四月五日	北朝鮮で工作員訓練を受けた後、北朝鮮へ密出入口しようとした事件。
36	濁川事件	昭和五〇年七月一三日	北朝鮮で工作員訓練を受けた後、北朝鮮へ密出入口しようとした事件。
37	布施事件	昭和五一年六月一六日	北朝鮮で工作員訓練を受けた後、北朝鮮へ密出入口しようとした事件。
38	豊島事件	昭和五一年四月六日	北朝鮮で工作員訓練を受けた後、北朝鮮へ密出入口しようとした事件。
39	宇出津事件	昭和五二年九月二〇日	北朝鮮で工作員訓練を受けた後、北朝鮮へ密出入口しようとした事件。
40	水橋事件	昭和五二年六月二〇日	北朝鮮で工作員訓練を受けた後、北朝鮮へ密出入口しようとした事件。
41	磯の松島事件	昭和五五年二月二〇日	北朝鮮で工作員訓練を受けた後、北朝鮮へ密出入口しようとした事件。
42	日向事件	昭和五六六年六月二二日	北朝鮮で工作員訓練を受けた後、北朝鮮へ密出入口しようとした事件。
43	六郷事件	昭和五六六年七月二三日	北朝鮮で工作員訓練を受けた後、北朝鮮へ密出入口しようとした事件。
44	男鹿脳本事件	昭和五六六年八月五日	北朝鮮で工作員訓練を受けた後、北朝鮮へ密出入口しようとした事件。

45

西新井事件

昭和六〇年三月一日

密入国した北朝鮮工作員が、補助工作員として在日韓国人を獲得し、北朝鮮に密出国させ、工作員訓練を受けさせる一方、二人の日本人戸籍を盗用して日本人に成り済まし、日本人名義の旅券を用いて出入国を繰り返している事件。

憲法第七条をもつて衆議院議員たる公務員を罷免することに關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年五月七日

飯田 忠雄

参議院議長 木村 隆男殿

有の権利としている。

ところで、内閣の主張するところは、内閣は実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するというが、それでは、衆議院議員の実質的罷免を決定する権限を有するのは内閣であるといふことになるが、内閣の見解はそのようであると解してよろしいか質問する。

## 二 内閣が実質的に衆議院の解散を決定する権限

を憲法第七条を根拠に有するというが、同条は、衆議院解散にあたり天皇が行う國事に関する行為について内閣の助言と承認が必要である旨を規定していることどまり、同条が國政に関する行為についての規定ではないことは、条文に明らかである。それ故、同条を根拠に内閣が

内閣が実質的に衆議院の解散を決定する権限を有することについては、内閣參質(一〇四第二八号(昭和六十一年四月八日))の答弁書において述べたとおりである。

## 二について

内閣が実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するとの理由は、独断をもつて憲法を改めるものであるとの批判が生ずるやえんである。このことについて、從来内閣の答弁書が繰り返し述べてきたところは、本議員を納得させる合理的な理由がでない。よつて納得しうる理由を示して説明されたい。

一 衆議院の解散により、衆議院議員の全員を任期前に罷免することになる。かような公選公務員の罷免権について、憲法第十五条は、国民固

昭和六十一年五月十六日 内閣総理大臣 中曾根康弘 参議院議長 木村 隆男殿 参議院議員飯田忠雄君提出憲法第七条をもつて衆議院議員たる公務員を罷免することに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

のが含まれており、このような行為も天皇が内閣の助言と承認によつて行うことは明文の示すところであり、天皇は、実質的に決定する権限を有しないのであるから、このような行為についての内閣の助言と承認は、内閣が実質的に決定することを意味すると解される。

昭和六十一年五月二十一日 参議院会議録第十八号

六七四

明治三十五年三月三十日  
第三種郵便物記可日

発行所  
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大藏省印刷局  
電話 東京 五三一〇六  
平 105  
二定価 一〇円部